

令和5年第2回天城町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年6月8日（木曜日）午前10時開議

開議

- 日程第1 一般質問
久田 高志 議員
平山 栄助 議員
- 日程第2 議案第29号 天城町男女共同参画推進条例の制定について 町長提出
- 日程第3 議案第30号 天城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第4 議案第31号 天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第5 議案第32号 天城町税条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第6 議案第33号 天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第7 議案第34号 天城町営農研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第8 議案第35号 天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第9 議案第36号 天城町米山農道改良事業分担金賦課徴収条例を廃止する条例について 町長提出
- 日程第10 議案第37号 天城町浅間かんがい排水事業分担金賦課徴収条例を廃止する条例について 町長提出
- 日程第11 議案第38号 令和5年度天城町一般会計予算補正（第1号）について 町長提出
- 日程第12 議案第39号 令和5年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第1号）について 町長提出
- 日程第13 議案第40号 令和5年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第1号）について 町長提出
- 日程第14 議案第41号 令和5年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補正（第1号）について 町長提出
- 日程第15 議案第42号 令和5年度天城町水道事業会計補正予算（第1号）について 町長提出
- 日程第16 発議第2号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について 喜入伊佐男議員他4名
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について
- 日程第18 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

令和5年第2回天城町議会定例会議事日程（第3号の1）

令和5年6月8日（木曜日）

- 追加日程第1 議案第43号 天城町長等の給与等の特例に関する条例の制定について 町長提出
閉会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	松山小百合君	2番	平岡寛次君
3番	島和也君	4番	喜入伊佐男君
5番	吉村元光君	6番	奥好生君
7番	昇健児君	8番	大吉皓一郎君
9番	久田高志君	10番	柏木辰二君
11番	前田芳作君	12番	柏井洋一君
13番	平山栄助君	14番	上岡義茂君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 柚木洋佐君 議会事務局書記 實村健太君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	院田裕一君
副町長		教委総務課長	豊島靖広君
総務課長	袴清次郎君	社会教育課長	和田智磯君
総務課長補佐	宇都克俊君	農政課長	碓本順一君
企画財政課長	福健吉郎君	農地整備課長	大久明浩君
くらしと税務課長	関田進君	建設課長	宮山浩君
長寿子育て課長	森田博二君	農業委員会事務局長	芝健次君
けんこう増進課長	中村慶太君	水道課長	野村秀行君
商工水産観光課長	中秀樹君	会計課長	山田悦和君
		選挙管理委員会書記長	里山浩一君

△ 開議 午前10時00分

○議長（上岡 義茂議員）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。
直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（上岡 義茂議員）

日程第1、一般質問を行います。
議席番号9番、久田高志君の一般質問を許します。

○9番（久田 高志議員）

おはようございます。早速ですが、少し時間のかかりそうな質問がありますので、早速、先般の通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

まず、1項目め、予防接種について。各種ワクチンの接種助成状況はどのように
なっているか、今後、拡充計画等はないか。

2項目め、農政について。肥料・飼料・生産資材等の価格高騰への対策、国や県・
町の対策はどのようになっているか。

建設行政について。公共工事における企業育成の取り組み、工事品質向上への取
り組み、完成検査・採点基準等はどのようになっているか。

4項目め、行政運営について、明許繰越・事故繰越の手続、手順はどのようにな
っているか。

5項目め、政治姿勢について、住民訴訟の内容と経過についてどのようになっ
ているか。また、今後の対応はどのように考えているか。

以上、5項目、5点について質問いたします。執行部の明確で責任ある答弁を求
め、1回目の質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田 弘光君）

おはようございます。それでは、久田議員のご質問にお答えしてまいります。

1項目め、予防接種について。

その1、各種ワクチン接種助成状況はどのようになっているか、また、拡充計画
はないかということでございます。

お答えいたします。

各種ワクチン接種助成状況につきましては、小児の定期予防接種の全額助成、また、小児の任意予防接種そして、高齢者の定期予防接種の一部助成を行っているところでございます。

また、新たに20歳未満を対象とした天城町骨髄移植等の医療行為に係る任意予防接種費用助成、また50歳以上を対象とした天城町带状疱疹ワクチン任意予防接種費用助成を開始したところでございます。

2項目め、2、農政について。その1、肥料・飼料・生産資材等価格高騰への対策（国、県、町）はどのようになっているかということでございます。

お答えいたします。

肥料、飼料をはじめとする農業資材の大幅な値上げは農家への大きな負担となっているところでございます。

国においては、肥料価格高騰対策事業として化学肥料の2割低減に向けて取り組む農業者に対しまして肥料費の上昇分の7割を支援金として交付しております。

それに合わせまして、県におきましては、国の事業に1.5割、15%ですね。1.5割を上乗せして肥料価格高騰緊急支援事業を実施しているところでございます。また、配合飼料においては、国・県がそれぞれ配合飼料価格安定制度における緊急対策支援を行っております。

町におきましては、地方創生臨時交付金を活用し、農業資材クーポンを発行し、農産物生産コスト支援事業を実施したところでございます。また、今年度、新たに飼料作物の土壌改良資材助成も開始しました。

今後も、国・県の動向を注視し、農家への支援に努めて参りたいと考えております。

3項目め、建設行政について。

その1、公共工事における企業育成の取り組み、工事品質向上への取り組み、完成検査、また、それに伴います採点基準等どのようになっているかということでございます。

お答えいたします。

企業育成という観点からは、技術講習会や施工管理技術者の資格取得などの取り組みを国・県及び民間のほうで進めておりますが、町としましては、工事発注後、担当する監督員、そして総括監督員が受注業者と連携を密に取りながら互いに施工管理・品質管理に努め、工事品質向上に取り組んでいるところあり、また、このことが企業育成にもつながると考えております。

また、完成検査・採点基準については、天城町工事検査基準、そして、天城町工事成績評定要領に基づいて実施しているところでございます。

4項目め、行政運営について。

その1、明許繰越・事故繰越の手続き、その手順はどのようになっているかということでございます。

お答えいたします。

明許繰越の手続は12月に繰越調書を県へ提出します。また、事故繰越については、事故繰越理由書を整理し、資料作成後、県を通じ、九州財務局と協議を行うこととなっております。

5項目め、政治姿勢について。

その1、住民訴訟の内容と経過についてどのようになっているか。また、今後の対応はどのように考えているかということでございます。

昨日、柏木議員にもお答えいたしました。天城町防災センター未竣工工事に関する住民訴訟は、3月定例会以降、5月24日に第7回公判が鹿児島地裁で行われました。

次回の第8回公判は7月19日に行われる予定となっております。この件につきましては今後も真摯に対応していく考えでございます。

以上、久田議員のご質問にお答えいたしました。

○9番（久田 高志議員）

それでは、1回目の答弁を頂きまして、順次、質問のほうを継続していきたいと思っております。

まず、1項目めの予防接種についてということでございます。

一昨日、大吉議員からも質問がございました。带状疱疹ワクチン、あとは骨髄移植に関する予防接種に助成を新たに行うと。そして、今まで予定したものが子どもたちの定期予防接種、任意の予防接種、高齢者の予防接種の一部助成というところでもございました。

まず、带状疱疹の件から少しお尋ねをしたいと思っております。

徳之島3町では同時に4月1日より助成が開始されているようでございますが、あまり関係はないのですが、これはどこからこういったご意見が出てきたのか。

3町、イチニのサンで始まる前に、どちら側からか打診をしたのか、打診をされたのか、そういった経緯があるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

担当から連絡を受けているのが、某病院のほうから带状疱疹について「天城町が実施していない」との問合せがあり、また他の病院からもそういった問合せがありました。他の2町が事業を開始しているということで、本町もこの助成事業に取り

組む経緯となりました。

○9番（久田 高志議員）

我が町から先に声をかけているようであれば本当にうれしいことだと褒めようかなと思っているところだったんですが、医療機関からということ。

これ、伊仙町も4月1日から。徳之島町は以前からやられていたんですかね。この带状疱疹ワクチン、質問を大吉議員も出しました。私は予防接種という観点で出したんですけれども、AYTで放送され始めたのはいつ頃からなんでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

この要綱自体がちょっと遅れておりましたので、ちょっとAYTに出した日付は定かではないんですけど、4月以降に放送しているかと思えます。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。

それでは、この带状疱疹のワクチンについて、一昨日、大吉議員も説明ございましたけれども、少し補足をしていきたいと思っております。

まず、带状疱疹の予防接種。この带状疱疹という病気自体がやはり90%、8割、8割9割の方々がキャリアとしていると。そういった中で、ほぼ3人に1人ぐらいが生涯の中で発症するであろうと言われている病気でございます。

その中で、発症した中の約また2割ぐらいの方が带状疱疹後の神経痛、症状がなくとも痛みがずっと続くという状態が続くようでございます。そういったことから、やはり非常に大切なワクチンとなっているようでございます。

そして、ワクチンについては、ビケンの生ワクチン、これは通常の水ぼうそうのワクチンで1回の接種で済むようでございます。効力について50歳以上の方で約70%。70歳以上の方が接種をすると約半分、50%程度の効力が5年間ほど続くようでございます。そして、副反応が非常に少ないと。

もう1社、シングリックス、これが不活化ワクチン。これは2回接種が必要なんですけれども、50歳以上の方が接種をすると約97%。70歳以上においても90%程度効力が、9年から10年ほど続くようでございます。価格はビケンのほうが、医療機関によりけりなんですけれども7千円から1万円程度。シングリックスのほうが2万円から3万円程度、1回当たりですね。そして、この不活化ワクチンについては、2ヶ月程度後にもう1回、最低でも6ヶ月以内には2回目を接種しないといけないというワクチンでございます。

その中で、副反応、この不活化ワクチンのほうは少しコロナワクチンと似たような症状がまれに出るようでございます。

そういったところをしっかりと説明しながら、ワクチンの接種を進めていただきたいと思っております。

これは、先ほど1回目の答弁で島内の医療機関から、島内ですか、島内なのか。医療機関からの要請があったということで助成を開始したということですが、これは、県内、郡内でもかなり接種を実施している医療機関が少ないようにございます。徳之島3町の医療機関はこの带状疱疹のワクチンの予防接種に対応されているのでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

一応、今のところ、実施医療機関としましては、あまぎユイの里医療センター、徳之島徳洲会病院、宮上病院、徳之島診療所、いなだ整形外科、伊仙クリニックが今実施をしているところでございます。

○9番（久田 高志議員）

そのワクチンの接種を実施しているということによろしいですか。

通常、もともと皮膚科関係のある医療機関がまず予防接種を始めていたんですけども。県内の大きな病院ですね。恐らく、奄美群島内でも県立大島病院あたりは多分接種をしていなかったと思うんです。3町とも大丈夫なんですか。普通に行って接種できる状況なんでしょうか。その確認です。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

すみません。自分の情報不足で、そこまではしておりません。

先ほどの実施医療機関なんですけれども、あまぎユイの里医療センターがシングリックスのみ。同じく徳之島徳洲会、宮上病院、徳之島診療所、いなだ整形外科では2つとも対応しております。伊仙クリニックもシングリックスのみとなっております。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。そういった情報がやはり欲しかったです。両方接種できるのが、いなだ整形さん以外はシングリックスのみということで分かりました。対応している医療機関があったということで良かったと思います。

そして、これをもう一つ、助成回数が1回と。大吉議員からもありましたけれども、助成額です。町長の答弁でございました。3町足並みをそろえる必要があるかどうかということなんです、やはりシングリックスを接種するにおいては、島内の医療機関がいかほど接種しているか、大体の基準額でも分かればよろしいんですが、やはり2万円から3万円、1回当たり。これを2回接種しないといけないということでございます。でき得ればもう少し補助額のかさ上げができないかなという

ことと、もう一点は1回のみという制限ですね。ビケンにおいては効力が5年間ほどしかない。シングリックスにおいても10年間程度だと。それを生涯一度という50歳以上の方が、55歳で打つと、65歳以降、効力がないままいくような気がするんです。そういったところの対応も今後考えていただきたいと。

これはもう一つ別のデメリットといいますか、この帯状疱疹についてはやはり外から見えない体内の異常ですね。例えば、がんとかの早期発見につながるようなシグナル的な役割、体内に異常があったときに表に出てくる、合図的な役割を果たしている部分もあるようでございます。

予防接種の申請が出てきたら定期的な健康診断等も同時に進めていただくような方向で取り組んでいけないでしょうか。お願いいたします。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

先ほどの料金の件なんですけれども、料金回数、体内異常、あとは定期的な検診ということでもありますけれども、一応、昨日の町長の答弁にもありましたとおり、初めてばかりな事業なものですから、今後の状況等を見ながら、保健センターの担当とも話をしながら改革ができればいいかなと思っております。

○9番（久田 高志議員）

ぜひ試行錯誤しながら、いい方向で改善していただければいいと思います。

あともう一点なのですが、昨日、柏木議員のほうから、子どもに向けたコロナワクチンの接種についてということがございました。今後の拡充が計画できないかというのは、高齢の方々にやはりインフルエンザの予防接種と同様にコロナワクチンの定期接種を考えている方々がいらっしゃるようでございます。国が実施している無料期間が今年度いっぱい、令和6年の3月31日までが無料となっているようでございます。それはまた今後の国の動向等を見ていかないと、町としての判断がどうかということなんですけれども、そういったことも、今後、検討課題として持っていただけないかなということなんです、いかがでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

今回のコロナワクチン接種は来年の3月31日で終了いたします。今後、国の指針等が示されるかと思っておりますので、その指針に基づき、町でも判断をしていきたいと思っております。

○9番（久田 高志議員）

ぜひ国の動向を見ながら、また今後もいろいろ新たなワクチン等が出てこようかと思っております。いろいろな情報を収集しながら必要なものに関してはまた取り組んで、

我が町から先に音頭を取るような体制を取っていただければ、すばらしいのかなと思っております。

それでは、2項目め、農政について。1回目の答弁でもございました。非常に肥料・飼料等の資材価格の高騰が続いております。国・県・町と様々な支援策をしていただいていることには非常に感謝をするところではあるんですけども、このタイミングですね、タイミング。今一番言われているのは肥料価格。肥料価格を国が70%、県が15%ということで様々な憶測、様々な金額が飛び交っております。去年から自分で買った肥料が、分かりやすい数字でいくと1千円だったものが2千円になったからその1千円に対する85%の補助が出るんじゃないかと、そういったふうに考えられている方々がかなりいらっしゃいます。これは、恐らく、肥料全体の平均的な値上がり価格に対しての85%ではないのかなと思っているんですが、

そもそものこの算定基準額です。算定基準額。全ての肥料の平均価格から、恐らく算定を国はしているだろうという情報は伺っているんですが、そして、昨年6月から本年5月、ついこの間ですね。5月31日までの購入分に対して助成がなされるようでございます。これは大まかな算定基準額と、助成を支給される時期ですね。かなり私が聞いている限りの情報では困窮されている方が増えてきております。こういったところのスピード感は、恐らくJAさんが窓口だったのではないかなと思うんですが、大体の算定基準とかその辺の情報があればお示し願いたいと思います。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

まず、算定基準に関してなんですが、この秋肥、令和4年度肥の肥料価格帯については全農のほうから情報が出ております。ちょっと調べましたら全農のほうも「自分たちが出している価格は全農の分だ。実際のところは各県、県単位で動いてますよ」というところでした。

では、その算定価格なんですが、全農のところになるのか、鹿児島県になるのかは、すみません、確認させてください。ちょっと確認不足になります。

それで、この5月までの購入分が令和4年度事業の分になります。今、JAのほうの実績の取りまとめをしております。恐らくそれが固まる頃には具体的な金額算定に至ると思いますので、そこについては遅滞なく農家の皆さんに交付金が行き渡るようなところはしっかり組み立てていきたいと思っております。いずれにせよ、4年度分もですし、5年度分についてもいろんな動きがございますので、いろんな情報はしっかり収集した中で、対策を進めていきたいと思っております。

○9番（久田 高志議員）

この肥料価格の助成に関しては、皆さん、かなり大きな額を期待しているような状況を感じております。恐らく、私が伺っている限りではそういった数字ではないと思っておりますので、その辺も、分かり次第、早急な補助基準額のお示ししていただければ、あまり大きな期待をしてがっかりとしないのかなと思っておりますし、資金繰りの調達に向けても前もった対応ができるのかなと思っております。

次にもう一つ、畜産などの飼料価格の高騰対策特別交付金。これは、飼料安定基金、その掛金、基金に加入されている方のみの助成がなされていると思っておりますが、それ以外の方々はならないということによろしいでしょうか。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

久田議員からのご質問を頂きまして、いろいろ調べさせていただきました。配合飼料価格高騰緊急対策事業というのは確かに実施されております。これにつきましては、国、配合飼料メーカー、あとは生産者の皆さんの基金の積立てを活用しての事業になります。

今、おっしゃった全農家かどうかというところになりますと、そうではありませんでした。天城町では100件ぐらいの方が基金への積立金が出資対象となっているようであります。

結論といたしましたは、今の100件程度というのは、多分、大規模農家さん。飼料の購入がある程度の水準以上の皆さんが該当して、そこに達していない皆さんについては該当していないと基金への出資ができていないということですので、ちょっと乱暴なお話ですが、今、国がやっている緊急対策事業には頭数がある程度に達していない方は該当しないということになります。

○9番（久田 高志議員）

そういったところなんですよね。実際にその飼料安定基金に加入されている方、私も加入しております。ただもう高止まり状態で、その基金自体からはほぼほぼ出てこない。何というんですか、四半期、一度に上がった分に対してのいくばくかの補填が出るような形になっていきますけれども、高止まりで横に行くと出ないという状況なんですよね。

ただ、この中で言われる特別交付金に関しては、この基金に加入しているいかにしてもある程度は対象にしていくべきものだと思っております。あくまでも国の税金で交付金事業ができていますので。そこは町の中で言っても仕方がないことだとは思っていますけれども、やはり、掛金を支払っている方々と同等と言うと、今度は掛金に加入する方が減るであろう。ですが、この特別交付金に満額該当しないにしても、ある程度はこういったことは町単でも支援していけな

いものなんですか。

恐らく、今後、肥料も全農さんの発表でいくと、この6月1日から28%、窒素肥料が大分下がっていますので、島内で言うと恐らく3割ぐらいは下がってくるのではないかという見込みが発表されています。島内の在庫が更新され次第、肥料のほうは下がってくるようでございます。飼料の方も徐々に下がってくるという見込みが出てきております。

ですから、今なんですよ、今。要は今の資金繰りをつないでいってあげないと。今、ここ最近、畜産のいい時期があって、その時期に若い方々が牛舎をつくったり、高い牛を購入したり、そして、スタートをされた方々がかなりいるような気がするんです。この方々は非常に困窮しているような気がしてならないんですが、そういったところに対しての支援は少し考えられないかなという思いなんです、いかがでしょうか。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

今、お話が出ている畜産農家さん、毎月の回転資金ですね、そこはどうしても必要になってきます。その中で、今の価格高騰と市場価格の低迷というのは、農業経営、または農家の皆さんの生活にかなりのダメージを与えているというのは承知しております。その中でその支援ということなんですけれども、今、実際行っているところが金融公庫の回転資金のところなんです、これにつきましても、久田議員のおっしゃるようにタイムリーでないとか、ちょっと敷居が高い、認定農家じゃないとか、いろんな条件が付されております。その中で、町単独でとなるとやはり時間が、あと予算のところかというと、タイムリーなところはちょっと厳しいのかなという思いがございます。畜産部会、あとJA、そこらの関係機関ともしっかりと協議重ねながら、早急な対応策を練れたらなというところは進めているところです。

○9番（久田 高志議員）

私もそこに話を質問を持っていきかけた流れでございます。確かに、リース牛舎の未納やら、農政課でいうクラスター事業、かなりの勢いで事業導入が進みまして、かなりのリース代を抱えている方々がいることも事実でございます。

また、農協JAの購買のほうに確認をすると、購買未収金ですね。その辺ももう目に見えて増えてきているというところで、本題に入っていきたいところなんです、やはり上げるということに関しては様々な事業が、もちろん農業ばかりではないわけですから、そういったところに影響も出てくると思います。

ただ、町でできることとして、以前、ばれいしょ価格が暴落したとき、30円台

まで下がったとき、台風で大きな被害が出たとき、あのときに、今回も、今、JAと協議をさせていただいております。そのときも前回はJAと協議をさせていただいて、どうにか低金利の融資を創設していただけないかということで、今回もJAの方とは協議させていただいております。どこまでどう進むかは分からないですけれども、以前されたようにその低金利の融資が創設された場合、我が町として、以前、ばれいしょ価格やら、台風の被害等のときに実施された利子補給といったものを検討していただけないかというところなんです。その辺はまたJAとの協議も必要でしょうし、即答は難しいかと思うんですが、そういったところであれば、恐らくJAさんも何か特別な予算をつくるものではなく、融資の利率をどう見直すかだけの話であり、町としても利率の低金利の利息の補給程度であれば、さほど大きな額にはならないような気がいたします。

そういったところで、何とか農家に限らずですけれども、そういった融資、いろいろな資材価格に対応できるような融資を、でき得ればJAさんとも協議をしております。1年か2年程度、その据え置き期間が設けられるような融資制度、そこに対する助成制度を、課長あたり、JAさんと協議をさせていただいて、音頭を取っていただけて構築できないかという要請でございます。いかがでしょうか。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。大分以前ですよ。利子補給の補助事業を実施した経緯がございます。今回、JAさん、いろんな支援策を模索していただいております。

ただ、仕上がった制度がどの形かというのがはっきりしないことには確約はできませんが、そこがぜひ実現できるように、JAとももう組み立てる前から協議を重ねながら、さっきおっしゃっていた一、二年の据え置きとかいろんなフォローがあるかと思っておりますので、そこはしっかりと連携を取りながら進めていきたいと思っております。

○9番（久田 高志議員）

ぜひそういった手続を本当に早急という感じですね。購買未収金等を滞納していきますと10%ほど利息もつくようでございますので、そういったところをどうにか回避できるようにご尽力いただきたいと思います。

それでは、3項目め、公共工事における企業育成の取り組み、工物品質向上への取り組み、完成検査、採点基準等ということで「研修等はなされている」という答弁を頂きました。少し私の思いと、質問の仕方が悪かったんでしょうか、ちょっと方向性が違っていて。

私が過去10年そこら20年そこらを振り返ってみて、我が町における建設事業者の会社数、社数の推移ですよ、推移です。要は実際に新規で起業されるような

動きを感じたことがないんです。そういった中で私の表現がおかしかったら後で修正でもご注意いただければなんですが、建設業界の方々もかなり高齢化が進んでおります。言い換えれば、一人親方的なの方々もかなり見受けられております。近い将来、我が町として建設業界の方々と災害時なり何なりのいろんな連携協定を結んでいると思うんですが、このまま行くと後継者がどうなっているかはよく分からないですけれども、かなり急速に激減していく恐れがあると思っています。もちろん水道あたりのインフラとかそういった整備に関しても、今後、支障が出てこないかという思いから、やはり企業育成には努めていくべきじゃないかというそちらの方向での質問だったんです。

そういった方向性でいくと、やはり会社を継承、承継しなくても、従業員、雇用されていた方々が技術を身につけて独立していくとか、そういった形を期待はしたいんですけれども、やはり今の雇用体制を見ていると、仕事を落札して、アルバイト的に集まっていたら、仕事が完了したらアルバイトを終了するという形がずっと取られているような気がしてならないんです。こういったところに対して何かしらの改善策、対応を考えていけないのかなと。

建設業界でかなり私は人材不足だと思っています。かなり人材不足になっていると思うんですが、その辺の方向だったんです、企業育成という感じでは。その辺で何か考えがあればお伺いしたいと思っています。

○町長（森田 弘光君）

今、久田議員からお話の中で、私はやはり建設事業所の方々は、町の経済はもちろんですけれども、これだけいろんな議会の中でも質問が出てきましたけれども、大規模災害など、そういう、今、まさしく台風シーズンに入ってきているわけですが、そこでやはり建設事業所の果たす役割、それから、いわゆるIターン・Uターン、そして、またいろんな事業所を定年した方々のさらに受皿づくり、そういったものの中で建設事業所の果たす役割は大変、私は大きいものがあるというふうに基本的に考えております。台風が来ますと建設事業所のまずは初動体制、機動力をお願いすることになったりするわけでありますので、そういう果たす役割は本当に高いものがあるのかなと思っています。

そういう中で、私たちが、今、国・県と一緒にあって、国・県からもいろんな形で指導といいますか、いわゆる発注の平準化といいますか、1年を通して仕事を発注する。今、ややもすると上半期4月から夏場頃まで全て発注して、後は終わったら、まさしく、今、久田議員がおっしゃっているように、そこでの働いている方に「お休みくださいね」みたいなところがあったりするものですから、安定的に経営ができないということなどもあってですね、まずは平準化を目指しましょうという

ことです。

それから、いわゆる不義理と言っています。不義理と言いましたっけ。

私の表現がおかしいかも分かりませんが、いわゆる設計価格と予定価格に異常に差をつけるなどか、そういったことにひかって建築業者をしっかりと育てていきたいと思いますというところは、国・県を挙げて行っているところでもあります。また、そういう中で、今、久田議員のおっしゃっているようなところは、うまく世代交代が進んでいるところも中にはございますけど、なかなかそうもいかないというところが現状かなと思って、私の中では心配しているというところをお話しさせていただきました。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

今、久田議員がおっしゃるように、うちのほうで指名願を受け付けをして、従業員の数や給料の支払形態等を見てもみますと、確かに従業員も減っております。給料の支払形態も給料制ではなく日給制の方もかなりいらっしゃいます。現場で私も感じます、確かに高齢化をされていて、若い方がなかなか入ってこない。新規に参入する建設業者の皆さん、新しい会社ですが、今現在、なかなか現れてきていない状況でございます。

うちの建設課で行っている数億の土木事業、また町全体で行っている土木建築事業の土木のほうはそれでも何とか、今いる皆さんで収められるかなとは感じます。

建築のほうは今、非常に人手が足りないのかなと思っております。鉄筋工、あとは機械設備工事、その辺はほぼ外注です。町内で型枠をされる業者さん、専門にされる業者もいます。逆にその方は徳之島中で型枠をされるなど、奔走しております。島内でそういう建築業者に携わる専門業者というんですかね、左官屋さんや大工さんなどの専門の方が減ってきているのかなと思っておりまして、私どもも危惧しております。

建設課として何ができるとはなかなか言えないんですが、今、町長も言いました、こういう言葉があるのかな。歩切りというのはもう今できなくなっておりまして、さらに設計単価、その辺も県単価、あとは見積単価をするんですが、それも毎月、毎年、ちゃんと適正の単価に仕上げた設計書で発注しておりますので、工事費としては確保しているんですが、その人材を増やすという手段としては、少し建設課のほうで抜本的な方策というのは今見つかっていないところです。

○9番（久田 高志議員）

課長の答弁でもございました。専門職と言われる方々がかなり減ってきているように感じます。特に大工さんあたりを見てもほぼ町外の方々が天城町内の住宅建設

をされているように感じます。

あとは、やはり先ほど町長の答弁があられたように、発注のタイミング、これもうまくできると思うんです。十数年前でしたか、当時の町内に出る平時の建設予算は4億程度だったと思っっているんです。今は7億を超えてきている。大型事業が入ると簡単に十数億になってくるような感じで、そのタイミングをずらしていくことによってどうにかうまく定期雇用ができないのかなという思いでございます。

あとは、やはり落札された方の、それは企業努力につながるかもわからないんですけども、各下請をされる事業者さん、産業廃棄物等にしても、やはり町外への持ち出し、町外からの下請業者さんがかなり見受けられるような気がするんですが、そういったところは、もちろん価格の面もあろうかと思いますが、何かしら町の中で。

というのは、災害とかそういうときに、全部をお互い3町で仲良く仕事をやり取りしてすればいいという問題と、災害等が発生して、台風災害なんて、それは伊仙町なり天城町なり徳之島町なり、災害が起きるときはほぼ同じような状況で起きてくるときに、やはり我が町にどれだけの業者を確保できるかと。そういったところも、特に港、空港を抱えている町としてはもう少し考えていただきたいという思いがあります。そういったところはどうかならないものではないでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

専門業者がかなり減っておりまして、今言われた産廃等は天城町では受けられる業者はおりませんし、コンクリートがら程度であればあるんですが、建設廃材というのはなかなか天城町のほうは受け入れる業者が今おりません。あと、今、言われるように、大工さんも町の発注する工事木工事、町内で大工さんを下請で雇えないということがよく発生しております。

これを抜本的にどうやって解決するかというのはなかなか私ども建設課のほうではアイデアはないんですが、県が主催する技術講習会の案内、通知とか、あとは勉強会とかですね。今、既存の業者、今、いらっしゃる業者さん、あるいは新規参入されたいという業者、企業努力を待ちたいところではありますが、その辺も含めて仕事はありますので、今後、そういうのも建設課のほうでもやっていければなと思っております。

○9番（久田 高志議員）

ぜひそういった形で進めていただきたいと本当に思います。

余計なお世話かもわからないですけども、やはり選挙の勝った負けた、惚れた腫れた、切れた何やらで休眠に追い込まれたり、いろいろな業者がいることも事実

でございます。そういった方々もそれで諦めていくのかどうか、それは分かりませんが、やはりそういったところもしっかり拾い上げていく形にしていかないと、今後、10年、見ている限り、恐らく業者の数はかなり減ってくると思います。ですから一朝一夕で建設業なんて経験もなく開業できる業種ではないですので、しっかりと人材育成に努めていただけるような、安定した雇用ができるような体制には努めていただきたいと思います。

次の点の品質向上について。

これは業種的に、はっきり言って、やはり「最近の工事は雑じゃないか」というクレームが多々聞こえてきております。特に要は民間の農地の関連する災害等の後です。あとはやはり生活道路に関する苦情です。こういったものに対する対策は、これは、町長、申し訳ないです。少しなれ合いな部分がないのかなという気がしてならないんです。

町長、技術職である建設課、少しローテーション的にやはり入れ替えていって動かしていかないと、ずっと同じ場所にいるとやはり業者さんとも顔見知りになり仲良くなり、そして、ある程度のことはという形になってないかなと。最近、どうもそこを感じるんです。

そういったところを含めて、やはり検査規定など、条例でもうたわれているように公正、厳正な。仕事はちゃんとしてあげる、でも、しっかりした仕事をしていただくと。やはり税金を使って仕事をするわけですから、それを見る町民の方々がやはりやって喜ばれる仕事を。きれいな仕事をして、ありがたいと言われる。道路は舗装はした、水はたまっているなんて苦情が来るようでは私は良くないと思っております。それも踏まえて、総務課長、町長のご意見をお尋ねしたいと思います。

○総務課長（袴 清次郎君）

本町において技術職員の確保・養成は課題の一つであります。建設課、農地整備課、または商工水産観光課、水道課、各事業を抱えているわけですが、その技術員の技術向上について、今、課題であり、これは本町のみならず近隣の市町村も同じような悩みを抱えております。

議員がご指摘のように、しっかりとした施工、これについて技術職員がそれをしてしっかりと指導できる体制を保っていかなければならないと感じております。

また、長年、同じ部署にいるデメリットのお話もありましたが、先ほど申しましたように、技術員の養成という観点から、なかなか役場に入ってから技術力を取得してもらい、高めてもらうという状況が今の現状でありまして、今後、しっかりと体制を整えながら、ローテーションづくりにも努めていきたいと考えている次第であります。

○町長（森田 弘光君）

今、総務課長がお話のように、建設課、農地整備課にも関わるかと思うんですけども、異動のローテーションは、事務を専門にやっているところよりは長い傾向にあるのかなと私は認識しております。

それについては、相手、いわゆる受注業者、建設事業者がいますけれども、向こうは専門的ないろんな現場でのいろんな識見といいますか、知識を持っております。やはりそこにしっかりと対応できる職員となると、やはりある程度そこに長くいて、現場などでいろんな経験を積んでいく、そういった職員が必要だということで、ややもすると、異動のローテーションが長くなるのではないかなと思っております。

長くなるということは、今、久田議員のおっしゃっている裏返しとしては、ややもするとまたなれ合いが起きるのではないかということでもあります。これについてはまたしっかりと考えながら対応していければなと思っております。

また、完成の品質が少し落ちているのではないかということでもありますので、これについてはまた、これまで鹿児島県の土木の方々を呼んで、天城町の建設業の方々に来ていただいているいろんな講習会とかもやっていた経緯があると思っております。ただ、コロナとかいろんな条件の中で、ここはできておりませんので、そういったことを含めてまたしっかりと建設事業所の方々へのいろんな、対住民との工事でのトラブルの問題とか、また、仕事を施工していく中での課題とか、そういったことを含めて、講習会等も復活していくことが必要ではないかと、今、考えているところでございます。

○9番（久田 高志議員）

ぜひ町民、地権者の絡む現場等は、特に農地においてはやはりその完成検査前に地権者に確認をしてもらうぐらいはしていただかないと、結局、石だらけにして出ていってみたい、皆さん、多分、自分の畑だったらやり直しをさせるはずなんですよ。ただ、そういったところも。ほかにもあるんですよ。スプリンクラーが折れたまま出ていったとか、そういった苦情が来るわけです。

ですから、できれば結構なんですけど、地権者の方に事前に、検査の前に、一応、現場を確認していただくぐらいはしていただけないでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

確かに道路改良・拡幅等があれば用地を購入して道を広げます。元の地権者がおって道路をする際には、その両サイドの土地には影響がありますので、検査の前には関係地権者のほうに「終わりました」という報告とともに現場を確認させるように今後はいたしたいと思います。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩したいと思います。11時15分、再開をします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

久田議員。

○9番（久田 高志議員）

それでは、質問を続けていきたいと思います。

建設行政についての次に採点基準等についてというところで質問をしていきたい
と思います。

先日、資料請求をいたしまして、工事完成検査通知書と項目別評定点、点数づけ
の資料を頂きました。これの説明をしていただきたいと思います。7項目に何点で
すかね、14個ほどあります。どういったところでこの満点から減点になっていく
のか、どういったことなのかを説明をお願いしています。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。今、久田議員にお渡ししております項目別評定点の点数のつ
け方でございます。

今、項目が7つあります。まず1つが施工体制、次に施工状況。細目までお話し
ます。まずは、1、施工体制の中の細目が施工体制一般、配置技術者、次に2の施
工状況の中に施工管理、工程管理、安全対策、対外関係。次に出来ばえ。失礼。出
来形、出来ばえでございます。その中が、出来形、品質、出来ばえ。4項目めが工
事特性、施工条件等への対応。5項目めが創意工夫。これがまさしく創意工夫。
6項目めが社会性等ということで、地域への貢献等でございます。7項目めが法令
遵守、工事事務等による減点、総合評価による減点とあります。それぞれの点数が
あります。

その中で、まず監督員がこの項目の中の施工体制、配置技術、施工管理、工程管
理、安全対策、対外関係、出来形、品質、あと、創意工夫に加点します。トータル
で今いわゆる持ち点全ての監督員、総括監督員、検査員が点数をつけるんですが、
全ての点数が加点なしの0点だった場合は65点満点となります。残りの35点を
今言った監督員と総括監督員で検査員がその35点を持ち点として、それに監督員
は35点の40%を占めます。総括監督員が20%を占めます。検査員が40%を
占めます。それで合わせ100%です。全員が満点つけますと100点になります。

先ほどの続きですが、総括監督員が点数をつける項目が工程管理、安全対策、施工条件への対応、地域への貢献等、これに点数をつけます。

検査員ですが、当日の検査員が点をつけるのが施工管理、出来形、品質、出来ばえの4項目で、各その3者が全員満点つけると100点になります。全員加点なしの0点をつけますと65点というふうなこの評点表になります。

○9番（久田 高志議員）

課長、その点数配分ではなく、私がお尋ねしたいのは、すみませんね、素人なものですから。施工体制一般とはどういうことなのか、配置技術者とはどういったことなのか、施工管理はどういったことなのか、工程管理はどういったことなのか。どういったことが加点・減点の対象になるのかをお尋ねしたいところです。

○建設課長（宮山 浩君）

検査対象ですが、多岐になるんですが、施工体制一般施工計画書を提出するとか工事カルテの登録、その辺とか災害の対応、その辺になります。

また、配置技術者とすれば主任技術者を配置する、現場代理人を配置する、金額によれば専門技術者を配置する等になります。

施工管理は、文字どおり施工の管理でございます。施工計画書、品質その他でございます。産廃の計画とかですね。

工程管理はその現場を工期内に終わらせるための工程を管理し、また報告もございますので、そういう項目が、施工体制で15項目程度あります。配置技術者で10項目ぐらいあります。施工管理15項目ぐらいあります。工程管理も10項目ぐらいあります。

安全対策はパトロールをする。安全巡回、安全教育、あとは、現場の土留めとか山留めというのもございます。

対外関係はいわゆる地権者との協議、あとは、法令を遵守した関係省庁への申請・報告等になります。

施工管理は計画した施工計画書どおり現場が運営されているか、あとは廃材、副産物のちゃんとした場所への納めができているか等でございます。

あとは、出来形というのは先ほど検査基準等もありましたが、構造物、または舗装、建物その他で基準がございます。その基準を満たしているかというのが出来形になります。併せて写真の管理もしてもらいます。

品質管理は、設計図書に載っている品質のものが現場にあるか、あとは、工場製品であれば検査に立ち会っているか。設計図書と違うものを入れていないかというのが品質管理になります。

あとは、出来ばえです。出来ばえは通りが通っているかとか、その現場のいわゆ

る出来ばえを見ます。

あとは、創意工夫。創意工夫については、天城町で業者がなかなかこの点数は伸ばしにくいところではあるんですが、設計書にある工法と同等さらにそれ以上の工法で協議をして、いい工法を提案をして採用されるとか、そういうことが創意工夫になります。

地域貢献は文字どおりの地域貢献です。

法令遵守は現場を安全に管理する工事事故、島内、また、その社員、会社その他が法令違反していないか、そういうことを評価することになっております。

○9番（久田 高志議員）

詳しく説明を頂きました。

ということは、この評定をする方々が検査員と総括監督員、督員という形で、それぞれがその案件に対して評定をしていくということで、事業がいっぱいあったので一番点数のいいところと一番悪いところを一応比較をしてみました。そうしたら、その中にマイナスがついているところがあるんです。これは全員ゼロをつけてもさっき六十何点とか言っている中でこのマイナスというのはさっきの説明の中でいくと、工期が工期内に終わらなかったとかそういったことを言われていましたけれども、これは工期に間に合わなかったということなんでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

工程管理に関しましては監督員と総括監督員が点数をつけます。検査員はもちろん契約した工期内に終わって町長の検査下命をもらった検査員が検査しますので、工期内に工事が終わっているものを検査員は検査します。

工程管理でマイナスが出る、通常は出ません。変更契約あるいは業者からの工期の変更願、延長願を頂いて役場側がそれを了承して変更契約を交わします。ですので、工期内に工事は終わっております。

ただ、その変更契約をする前に監督員から工程に関して文書による指導・改善、例えば、5月までに終わらすという約束で2月、3月、現場に入らない指導をします。指導に従わない文書を出します。そういうときにはマイナス点になります。

さらに、それにも従わなかったらさらにもう一個。マイナスが2種類あるんですが、点数で言いますとマイナス5点とマイナス10点というのがあるんですが、1回目の文書による指導をするだけで監督員から文書による指導をもらおうとマイナス5点になります。それにもなかなか応じない、応答しない場合がマイナス10点ということで、ここはいわゆる監督員がつける点数ですので、そういうマイナス点もあり得ます。指導をいろいろして最終延長願が出て役場が受理していますので、工期内に工事は終わるということになります。

○9番（久田 高志議員）

もう一つお尋ねします。指導をしているということで理解はいたします。

その工程が現場に入らなくて指導をされた。これは、落札後、いつまでに着手しないといけないとかそういったルールがあるのでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

入札後契約は1週間以内に交わします。1ヶ月以内に施工計画書なり業者から出てきます。自ら計画したとおり現場に入らない場合は指導いたします。

○9番（久田 高志議員）

そうしたら、計画どおりに入らなかった。例えば、そういった期限はあるんですか。落札をして施工計画を立てて、そして、やり取りをして事業に着手。その着手のタイミングとかはどういったものなのでしょうか。

例えば、建築とかであれば資材調達とかそういったものが整って初めて着手ができたりすると思うんですが、何かしらそういったルールがあるのでしょうか。もしかしてさじ加減じゃないのかなと思ったりしているからなんです。

○建設課長（宮山 浩君）

着手という言葉が非常に曖昧であるのは確かではございますが、通常ですと現場事務所を工事施工箇所近辺に現場小屋を置きます。そういうのも着手ですし、いわゆる測量、設計図書等の相違がないか、測量にも入ります。そういうのも着手でございまして、あとはその工程表に土工をしますとかという日付がございまして。例えば、契約して1ヶ月半後から重機を持って行って掘削を始めますとか、やりを打って確認してもらって始めますとか、そういうのを計画しているにもかかわらず1ヶ月2ヶ月過ぎていけば、当初は電話あるいは口頭で指導をしますが、それでもなかなか入らない場合は文書になると思います。何ヶ月たったらどうというのは、全体工期が1年あればスタートが1ヶ月ずればまた1ヶ月ずれるわけです。二、三ヶ月の現場であればもう1週間そこらで入ってもらわないと非常にケツが厳しくなるなという雰囲気は持っておりますので、その辺は個々に判断するものだと思っております。

○9番（久田 高志議員）

そのような手順で公正に進めているのであれば、特に申し上げることはございません。

ただ、ちょっと気になったことがございまして、他の場所に入札後全く着手されていない時期が1ヶ月以上あったような現場も目にしております。そういったところの現場と比較をしても、そういった指導がなされていないわけです。

要は、先ほどから言っているように、一つの場所においてなれ合いが起きているん

じゃないのかと、中には私情が挟まれているんじゃないのかなという思いを込めてのこういった質問でございます。

この後に行きますけれども、次は、ああ、そうだ。その前に。

この検査をする方々、監督員、総括監督員、検査員ですね。この方々はこういった評価をする何らかの資格とかそういったものがあるのでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

資格があるというわけでなく、町長が命令した人が検査をいたしております。

○9番（久田 高志議員）

どういった基準で。要はやはり先ほど総務課長も言われていましたけれども、部署的に経験を積んで、やはり学んでいくことがあると。こういった評点をつけ始めてそんなに日はたっていないような気がするんですが、何らかしら、例えば、学者とまで言わないですけども、有識者からの研修を受けたり、そういったことをされて評点をつけているのか。

○建設課長（宮山 浩君）

町長がもちろん下命、命令をするわけですが、土木工事であれば、若いときにそういう現場を、若いときというか、そういう部署に配置になって自らがそういう監督員等を経験して、その構造物、土木のやり方を、熟知とは言いませんが、分かっている方にしていただいております。

建築に関しても、なかなか建築はそういう技術を持って経験値のある人が少ないです。その中でも建築に携わった者が今のところは課をまたいで検査をしているところでございます。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

町長が検査下命を、その職員に検査を命ずるということですが、基本的に私が理解しているのは、その工事の担当者は検査員になれないということだと。検査員にも立ち会いにもなれないということですね。あとは、やはり主管課からこの方を検査員にしたいということは上がってきますので、その人でよろしいですよということで私が押印をするということになっています。

その中で、やはりいろんな職員の中にも事業所と何らかの交流関係があるとか、やれ何とか関係があるとかという方々も役場の中に職員がいますので、そういった方々にはいわゆる検査員、立会人にはふさわしくないということで入れません。

そういったことで、主管課からこの方に検査をお願いしたいということですので、私がおの方で差し支えないということなのでその方に検査を下命ということなんですけど、命を下すということですかね。検査下命をしているという今の状況であります。

○9番（久田 高志議員）

なるべくもう少し明確な評点を、誰が見ても聞いても説明できるような評点のつけ方をしないと、片方は1ヶ月以上もそのまま放置される現場があつて高得点である、片方は指導を受けて言うこと聞かなかったのかどうかは分からないけれども、そういったのもちちゃんとペーパーでしっかりと分かるようにしておかないと、何か私情が入っているような気がしてならないので、こういった質問をしてみました。

次に、検査の流れ、完成検査、どういった順番で完成検査が進んでいくのか。

○建設課長（宮山 浩君）

工期内に受注業者から完成届と完成図書が届きます。それを監督員が精査をして、今、町長がおっしゃいましたが、町長のほうにこの方で検査をしたいという旨を各課から届けまして、命令を受けまして検査の日時を決めます。それで、現場のほうで検査をします。

細かい、先ほど言いましたが、検査員が見る項目は、出来形、品質、施工管理、最後に出来ばえ、その辺を現場で見ます。いわゆる設計図書にある数量、図面にある数量、高さ、幅、その辺の全てを一通り見ましてその検査が終わります。その後で合格・不合格を決めて、町長に「完了しました」と検査の報告をします。

○9番（久田 高志議員）

それを聞いて安心をしながら、後ほども触れますけれども、防災センターに関する裁判にかけて、私はかなりの回数で、行ける範囲で傍聴も行っております。

先日の傍聴で、何かあたかも当たり前のような感じで言われていたんですけれども、「現場の監督が検査調書に日付を入れずに提出してほしい」と。そういうことがごく普通なことのように聞こえました。そういったことは普通ではないわけですよ。

検査聴書に日付を入れずに。これも不思議なんです。普通は現場にいる現場代理人や主任技術者ですかね。そういった方々に通達するならまだ分からんでもないんですが、このときの話では、相手方の企業の役員に「日付を入れずに検査調書を提出してほしい」という旨をどうも伝えてあるようなんです。そういったことは日常あり得ることなのでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

今、少し久田議員の質問の中でちょっと混同されていると思うんですが、以前のいわゆる検査調書、今、問題になっている検査調書は工事完成届というエリアと町の下命というエリアと検査調書のエリア、3つのエリアに分かれて1枚の紙に入っております。それを今までは受注した業者さんが作って出してくださるんですけども、業者から実際に役場が受け取るエリアというのは工事完成届というところの

エリアだけですので、その日付は業者さんがこの工期内のこの日に完成したので届きますという日付になります。それを役場が受信しますので、その下の日付はもちろん役場で決めますので、その下の検査下命調書の日付は役場が下命をした日、検査をした日ですので後で記入しますので、そこはもちろん日付は入っていないものが届くわけです。

あくまでも、業者さんからは工事がいつ完成しましたので「本日届きます」というその2つの日付は業者が記入して提出することになりますので、それを書かないでということはずあり得ないと思います。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。私はこれが気になるんですよ。結局、その現場の監督が相手方の企業の役員に連絡をしてやり取りをする。通常、あり得ないことなんですよ。通常、その現場にいる代理人なり、何でしたっけ。その主任技術者等と協議をしながら進めていくものだと思うんですが、ですから、私が先ほどから申し上げているなれ合いが起きているんじゃないのかと。仲良くされている話も聞いていますからなれ合いが起きているんじゃないのかと、そういったことを伝えているわけですが、そういったところをしっかりと見直していただきたいというところですが、いかがでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

監督員は現場代理人とそういう書類の提出のやり取り、もちろん、工程の管理云々は現場代理人と行いますので、それが今まで普通ですし、今までもそうやってきたものだと私は認識しております。

○9番（久田 高志議員）

ですから、それが普通どおりではないからおかしくないですかと言っていることなので、ぜひ、町長、総務課長、私が申し上げたいことは、こういったことがずっと続いていくと必ず何かしらの要は事件が、事件というか、物事が起きるんじゃないかと危惧しているわけです。

ましてや、どうしても利益がつながる部署でもありますので、定期的な異動をしていくべきではないかと。長くいると必ず、恐らく私も人間ですから同じ場所にいて同じ人とずっと会話して一緒に酒を飲んで遊んでいけば、そういった甘いところが出てくるような気もするわけです。

ですから、そういったところを厳正に、もう少し上手なローテーションを回していけないかと申し上げているわけです。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

久田議員との質疑の中でお話ししましたように、やはり異動についてはローテーションというのがありますので、そこはしっかりと守っていかなくちゃいけないと思っています。

ただ、なかなかしっかりとその事業所、受注業者と対等にしっかりと対応できるという関係の中で、少しでもそういうスキルを高めたいということでやや長くなる傾向にあるのかなという傾向がありますので、その反面、なれ合いということになるとまずいので、そこについてはまたこれからの人事の中でしっかりと対応していければいいなと思っております。

また後ほど出るかも分かりませんが、また、私たちは天城町各種事故事案再発防止対策会議というものを定期的を開催しております、いろんな懸念されるそういったことに対して、お互いが自分たちで法令遵守をしていこうという考え方の中で今仕事を進めていることだけについてはご理解というか、ご報告をしておきたいと思っております。

○9番（久田 高志議員）

ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

公共工事に関しましては、やはり今後どうにかしてその事業者の育成をしていくこと、そして、またこの検査や評定等についてはしっかりと職員側も研鑽を積んでいただいて、厳正かつ公正また的確な評定に努めていただきたいと申入れをして、次の案件に行きたいと思っております。

明許繰越・事故繰越の手順についてということなのですが、これは、私は過去に何回か質問をして、都度都度途中で中断を挟み、質問を打ち切ったりしながら、今回まで至ってきております。

この件に関連して、前回の議会は途中で中断をしているんですけども、質問を打ち切っているんですけど、この件に関して調査をするという答弁を頂いております。正確に言うと明許繰越・事故繰越が適正にされているかと。そういったところが気になるわけです。手順どおりに物事を進めて内容に不備はないかと。そういったところをお尋ねしているわけです。

町長は、以前、私の言い回しが非常に悪かったでしょう。「事故繰越の手続については、ある程度、適当に書いても通るんじゃないの」という話をしたら、「そんな欺くようなことはよろしくない」ということで町長からお叱りを頂きました。

実際にこの内容が正確なものでなかった場合、どういったことが起こるのでしょうか。どういった調査をされたのでしょうか。私は3月議会からこの一般質問の締切りをするその日まで何らかしらの対応があるものだと思って待っておりました。もしあれでしたら前回の議事録を見ていただければ分かると思いますが、何らかし

らどういった調査をされたのか、何ら報告がなかった理由をお尋ねしたいと思えます。

○町長（森田 弘光君）

今、久田議員からお話がありました、そこについて、いわゆる今防災センターの件だけでなく、久田議員からあの時点でお話があったのは、私は全般的なことだというふうに私はその中では理解しております。事故繰越について、ある意味、今、久田議員のおっしゃったような「適当な資料を作って出せばいいんじゃないか」ということ。この表現が合っているかどうかはちょっと。具体的に合っているかどうかですけれども、それに対して事故繰越、「国に対してそのようなことをしてはいけないんじゃないか」ということで私が反論したというふうに私は認識をしております、その防災センター云々についての議論というか、一般的な事故繰越の在り方ということについて私は議論したというふうに理解をしております。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

前回、今回の臨時交付金に関わるうおっちょの事故繰越について調査を行うということだったかと思えます。これに関しては、地方創生臨時交付金の取扱いが企画財政課ということで、その事業を実施した商工水産観光課との事業、これについては一緒になって事故繰越の調書を作成したところでございました。

また、提出先が県の地方課ということで、県とのやり取りもかなり10回程度行いまして、その調書を県のほうから九州財務局のほうに提出されたわけでございます。

そういう中で、商工水産観光課のほうともその後のまたその内容についての協議、この辺はさせていただいてはおりますが、議会に対して報告がなかったことはおわび申し上げたいと思えます。

○9番（久田 高志議員）

あまり説明になっていないんですが、結局、あまり触る気もなかったんですけども、どうも裁判とも関連しますので、最初に申し上げておきますけれども、事故繰越ができたかできなかったか、昨日の柏木議員への答弁でもありましたが、そういったところが争点になっております。

結局、前回質問したときにどなたも確認には来ないんじゃないかと。適当という表現は悪かったと思えます。それは訂正したいと思えますが、それらしいごもっともらしい理由をつければ事故繰越は普通にできることじゃないんですかと。そこを確認したいわけです。いかがでしょうか。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

事故繰については自治法の中で定めてありまして、基本的には「避けがたい事項」というのが第一の事故繰できる要件でございました。その「避けがたい事項」というのは風水害等、そういったものが発生したときに完成期日までに完成しないとそういうことが主の基本的な要件でございました。

そういう中で、令和2年から3年、4年にかけてコロナ禍の中で国のほうもその繰越しにおける取扱いを変えてきております。これは令和3年度の10月19日の財務省からの「繰越しについて」という通達でございますが、「令和3年度における新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故繰越手続については別紙のとおりとする」ということで、対象として「コロナ感染拡大防止の観点から実施した事業」ということで「コロナ禍における理由であれば事故繰越を認めます」ということでございましたので、本事業については事故繰ができたということでございます。

○9番（久田 高志議員）

私、資料を頂いていますので、理由も把握しているつもりでございます。

課長、つじつまが合わないんですよ。大丈夫ですか。

私が全部発言しましょうか、時系列的にまとめてあるんですが。

この理由と。議長、一回ちょっと止めてもらっていいですか。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時15分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

碓本農政課長より、午前中の答弁の補足があるそうなので。

○農政課長（碓本 順一君）

午前中、「肥料高騰のところで確認してみます」ということで答弁させていただいたことにつきましてご報告申し上げます。

午前中、これからと申し上げたんですが、その基準、値上がりの算定基準につきましては国のほうで確定いたします。秋肥につきましては、1.4で40%の上げ幅だということと算定基準が決定しております。春肥、5月末までの肥料になるんですが、これにつきましても恐らく似たような額だろうと。40%から50%ぐらいの額になるものと思われるということで確認が取れたところです。

では、具体的にはと申し上げますと、例えば、去年の秋から5月いっぱいまでで、10万円分肥料を購入したとします。そうすると、その10万円のうちの40%、4万円が肥料高騰分と。その高騰分につきましては、国が7割、県が1.5、合計で85%の交付金、補助が出るというところで、10万円購入費を費やした方については、3万4千円の補助が出ます。

当然、その中には細かく「2割軽減できたか」「肥料の軽減分ができたか」とか、いろんな条件は付されてくるんですけど、おおむね10万円買ったら3万4千円前後のところは交付されるということになります。

また、5年度につきましてもいろんな動きがあります。若干下がるんじゃないかという報道もございます。しっかりと情報を見据えた上で農政課としては各事業に取り組んでまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○9番（久田 高志議員）

それでは、質問を続けていきたいと思っております。

明許繰越・事故繰越の件に関しては休憩中にも説明もございました。正直、あまり納得しておりません。ただ、事がまた大げさになりそうですのでしばらくは私の中でとどめておきたいと思っております。

今後、また何かしらの関連が起きたときには、公の場に持っていきたいと思っております。

それでは、次に、5項目め、住民訴訟の内容、経過と対応というところでございます。1回目に答弁を頂いておりますけれども、これは、私はこの住民訴訟の内容については重々承知をしているところでございます。しかしながら、やはりいまだに町民の中で「何のことをやっているのか」と。「何のサバクリね」と、「どういったことですか」とまだ聞かれます。分かりやすく、どういった経緯で、どういった流れで、まず訴訟に至ったかの説明を求めたいと思います。

○総務課長（袴 清次郎君）

これまでも、この議場または広報誌でもご報告をさせていただいておりますが、改めて報告させていただきます。

天城町防災センターの新築工事のA工区に係る工事であります。平成27年2月20日から平成28年3月24日までの工期で工事を行ってまいりました。国の交付金受入れのために平成28年3月24日に当時完成したということで、完成届を受理し、国への報告を、交付金請求をしております。

ただ、この3月24日というものが完成ではなく誤りだったということで、未竣工、一部完成していないという形での国費について、交付金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項による交付金の一部取り消し、そして、同法第

18条第1項の一部返還命令を受けたことによるものであります。

交付金の決定の取消額、元本であります。これが4千29万8千225円。これにつきましては、返還期限が令和3年4月30日でありました。2度の議会での否決という結果でありましたが、原案執行という形をもちまして返還期日の4月30日に国庫へ元本の返還を行ったところであります。

併せて、加算金というものが課せられました。これについては、国の交付金を受け取った日から返還をした日までの1千835日間が対象となり、10.95%。加算金の総額が2千218万4千172円。これにつきましては、議会の議決を経た後、令和3年5月24日に納付を行っております。

返還については以上であります。起債事業を活用していた関係で辺地対策事業債の借入総額が4億8千320万円。平成28年3月25日でありましたが、繰上償還を行いました。償還額が841万7千342円。利子が6万3千406円。また、合わせて加算金212万9千296円。合計1千61万44円。この繰上償還を令和3年11月25日に行っております。

そのようなことに関しまして、町の取った措置としましては、当時の関係者、前町長、前副町長、検査員、当時の建設課長、立ち会い者、当時の総務課長と解決に向けた協議を行ってまいりましたが、まず、検査員の方については30万円、立ち会い者の方については20万円を令和3年8月6日に自主返納し、また、検査員の方は、その後、再任用職員として雇用してまいりましたが、退職なされております。立ち会い者の方も町監査委員でありましたが、職を辞しております。

当時、検査員の方についても懲戒処分ということで、減給10%2ヶ月という懲戒処分を受けておまして、請負業者については、指名停止処分1ヶ月というものがございました。併せて、前副町長、現町長であります。当時は減給10%2ヶ月、そして、町長になられた後に減給50%を1年間ということで480万215円を減給し、当時は12万4千600円も行っております。

また、当時の町長とも、その後、交付金の返還命令が出た後に何度か協議を重ねてまいりました。50万円を自主返納いたしております。報告をさせていただきます。

そういったことから、この町が被った損害に対して請負業者並びに関係者で補填すべきではないかということから、住民監査請求が令和3年12月6日になされております。この住民監査請求につきましては、本町には2名の監査委員がいらっしゃいますが、監査の結果、2名の合意に至らずということで、令和4年2月1日に合意に至らなかったということで、請求人代理弁護士の方へ通知がなされております。

その後、住民訴訟に発展いたしております。令和4年2月28日、住民による訴訟が鹿児島地方裁判所民事部へ提出されました。それを受けまして、令和4年4月13日に第1回口頭弁論が行われ、冒頭でも報告いたしましたが、先月5月24日に第7回、そして、次回が7月19日に第8回ということで、この住民訴訟が続いている状況でございます。

○9番（久田 高志議員）

課長になんか、課長に申し訳なく思っている部分もでございます。課長自体、この件に関しては一切関与していないことも、もちろん、住民の皆さんは分かってあげないといけないのかなと思っております。

本来であれば、町長、当事者は町長しかここには残っていないわけですので、でき得れば町長のほうにご答弁いただきたいと私は思っております。

あと、総務課長、いろいろとご説明もありました。訴訟内容をもう少し分かりやすく聞かないと皆さんがどう補填して、どうしたというのが今後裁判の中で、要は情状を得るための手法なのだろうと思っております。

それ以前に分かりやすく説明をすると、工事が終わったと偽って完成検査をし、国からの補助金を受け取り、そして、それが発覚し、未竣工というのが発覚し、それをもちろん追及したのは私でございます。ひどい言われようで、ぼろくそに言われているんですけど、やはりただすべきはたださないといけないという思いで、そこは追及しているところでございます。

そういった中で4千万の、四千幾百のお金、そして、加算金2千200万。これに関して、「町の税金からそれを負担するのは間違いじゃないか」という住民監査請求でした。そして、「町の税金で納めたのは間違いだよ」という、当時、事実でない虚偽の完成検査に携わった方々、そういった方々でこの税金を回収するべきだという裁判でございます。

私は、この勇気ある方々に精いっぱい力を注いで応援したいと思っております。町長、こういった流れなんですけれども、まずここまでになる理由、なる理由。この件が過失であったのか、故意であったのか、どちらとお考えですか。

町長なんか、ずっとこう思っていました、完成したいという一念がありました、そういうことではないんです。こういったことをするのに、間違い、ミスというのはやはり誰でも起きるわけですので、ミスならばここまでならなかったと思います。

私は故意だと思っているんですよ、故意。

さっきから言っているように、いろんななれ合い、そういったものを、いろいろな兼ね合いがあったんじゃないのかなという思いがございます。

この件に関して、ミスだったのか、故意だったのか、どちらだとお考えでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

基本的には私が、今現在、被告として裁判を受けているところであります。その中で、裁判について、いろんな議会の場ではあるんですけども、過失であった、故意であったという表現については、私はこの場では回答を保留しておきたいというふうに考えております。

また、一方で、これまで起きた経緯ということについては、私、これまで言ったことについては職員をかばっているんじゃないかということだったんですけども、いわゆる横領とかそういったことをしていないので、私のほうから損害賠償を受けるという考え方はないということ、これまで一貫して述べさせていただいたところであります。

○9番（久田 高志議員）

係争中でございますのでそういった答弁でも致し方ないでしょう。この件に関して、ご承知のとおり、事務調査特別委員会も実施されております。その中で、各関係省庁にこの件に対する様々な報告がなされております。その中で、工事の実際の完了日は5月14日だったという文書が様々なところから出てきたり、お言葉で発せられたりしております。

ところが、この14日以降に工事の注文書が出ているんですが、これに関してはどのような認識をされているのでしょうか。各省庁にまた虚偽の文書を出したのか、事務調査特別委員会にも虚偽の報告をしたのか、それも気になるところでございます。どうお考えでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

令和3年3月31日付で国土交通大臣宛てにこの未竣工に関する報告を行っておりまして、その中でも、平成28年5月14日という報告をしております。

特別委員会のほうにも建設課が所有している全ての書類を提出して見ていただきました。また、もちろんその後、建設課でも全ての書類を見直しております。さらに県の土木部の方も来ていただいて、建設課が所有している業者から提出していただいた完成図書、また、発注時からの全ての書類を見ていただき、町のほうとして最終的に5月14日という報告書を作成して、いろんな方とこの報告書も精査をして、約1年近くかかってこの結果を導いて国のほうに報告しておりますので、今、言われることに関しては、ちょっと私は分からないんですが、いろんな方でこの件については調査をし、いろんな角度から書類を見て、この日付であろうという日を、

町として報告したものと思っております。

○9番（久田 高志議員）

そういうことであれば、この5月14日以降の注文書も私はまた見つけ出していきたいと思っております。

何と言ったらいいんですか。正直、もうあまり信用ならないんですよ、あなた方がしていることが。全てを出したと言っていますけれども、事務検査特別委員会的时候も担当に説明しに来られた担当の方が最後まで出さなかった書類がありましたよ、脇に抱えて。そういった方が相手の役員の方に連絡を取ったり、いろんなことをしているわけです。こんなの癒着じゃないかと言っているわけです、僕は。

そして、あなた方が出す報告書も書類も全部信用ならんわけですよ。適当なことばかり書いているような気がしてなりません。

その辺に関しては、恐らくこれから裁判でも明らかになることでしょうし、私もこの注文書に関してはかなり興味を示しておりますので、必ず探し出して入手をしたいと思っております。

町長、ずっと、ほかの課長さんとかともそういう話をするんですけども、この町の隠蔽体質ですよ、隠蔽体質。物事を隠す。そして、ミスや失敗を隠して、みんなで傷をなめ合ってというんですか、フォローし合って、そうやって物事を進めていくからいつまでたっても本当のことが出てこないのかなと私は思っております。

そして、町長、今後の対応、真摯に対応するというご答弁を頂いておりますけれども、それは町長の思いなのか、周りの思いなのかは分かりませんが、そんな裁判まで控訴して、引っ張って。「あいつらが何もできるもんね」という声もかなり耳にしております。

裁判ですので納得がいかなければ、不服があればもちろん控訴するのも、何をするのももちろん権利です。してしかるべきなんです、納得がいけないときには。

ただし、町長、あなたがする場合には、町の公金、税金がさらに必要となるわけです。控訴して、控訴する場合ですよ。これはもう「たれば」ですので答弁は結構なんですけれども、結果が変わらなかった場合とかは、やはりそれ相応の進退をはっきりしていただきたい。そういう覚悟を持って控訴していただきたいと、控訴するならばですよ。それを申し入れておきたいんですけども、答弁ができればお願いいたします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

隠蔽体質ということについて、いろんな不祥事と言っているんでしょうかね、出てきております。それを隠す隠すということではないのではないかなと思っております。

ます。

私自身、いろんな形で減給処分というのを相当やってきた。それも一つのいろんな、表面に、きちんと表に出した。そして、それに対する責任ということで、私はそれなりに減給処分、そういったものもこれまでやってきました。ということを上上げておきたいと思います。

また、今、まさしく裁判が継続中であります。まさしく今議員のおっしゃるような「たられば」ということについてはコメントを差し控えさせていただければと思います。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。

町長、表に出したんじゃないんですよ。表に出さざるを得なくなったんですよ。

表に引っ張り出したのはこちらですから、ほかの件も。それでも正直に物を伝えてこない、それが隠蔽体質だと言っているわけです。

我々も事前に相談を受けたり、泥をかぶるときは一緒にかぶる覚悟もあるんですよ。それを何の相談もなく、何の根回しもなく、中に物事を隠して進めていって、追及されたら慌てて、ばたばた。

町長、あなたの周りにはあなたを守る方が本当にいるんですかね。それすら気になってくるんですよ。

皆さん、分かっていますか。町長の足を引っ張っているんですよ。そうやって物を隠して、公になって、こういう場で町長がたたかれるということは。我々も、我々というか、私も事前にちゃんとした相談を受ければ。鬼じゃないです。

手遅れになる前に今後は。いろいろと進み隠さず相談いただければと思っております。

また、裁判の件に関しましては、私も行ける限りは傍聴に行きながら、またこの原告の方々の支援をしていきたいと思っております。

以上をもって、今回の一般質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、久田高志君の一般質問を終わります。

次に、議席番号13番、平山栄助君の一般質問を許します。

○13番（平山 栄助議員）

町民の皆さん、こんにちは。令和5年第2回定例議会において、先般、通告しました3項目11点について一般質問を行います。執行当局の明確な責任ある答弁を求めます。

質問に入る前に、先月5月18日頃に奄美地方が梅雨入りした模様とテレビ・新

聞報道がなされました。うっとうしい日々が続いておりますが、町民の皆様におかれましては体調管理には十分気をつけられ、日々の生活、仕事に専念し、頑張ってくださいと考えております。

さて、去る台風2号の接近で非常に心配されました。米国では「スーパー台風」とも命名され、非常に心配した1人でもあります。幸いにしまして、沖縄本島・奄美地方接近時には勢力がやや弱まり、さほど大きな被害も少なく安堵しております。しかしながら、日本各地で甚大な風水害や土石流により家屋の倒壊や尊い人命が奪われております。心よりお見舞いを申し上げます。被災された皆様の一日でも早い復興・復旧を強く望んでおります。

私たち天城町には、台風2号の影響で鹿児島・奄美・沖縄航路を結ぶ定期線の度重なる欠航において、生活必需品、乳製品、生鮮食品を中心にスーパーや小売店での品不足が毎回起こっております。地球温暖化に伴い、海面水温の上昇で台風の大規模化が心配される昨今ではないでしょうか。また、既に台風3号が発生し、今年も台風に翻弄されそうになる年ではないかと心配をしております。

そういった中ではありますが、約3年ぶりに各集落におきまして豊年祝いが盛大に開催されたと聞いております。和気あいあいの下で行事も無事に終わり、今年の豊作を記念して質問に入ります。

1 項目めの教育行政についてであります。

(1) 学校給食センターの新築工事の進捗状況について、どのようになっていますか。

(2) 令和4年度の予算執行不適切な事務処理の今後の対策について。

(3) 教育環境整備における事務処理について、教育長としての監督責任をどのように考えていますか。

(4) 各小中学校の通学路の安全点検がなされているのかお聞きします。

(5) 昨日来の質問にもありますが、北中学校の体育館の新築について伺います。

2 項目めの建設行政について。

(1) 与名間集落内の県道の未完了部分についてどのようになっているのか。2ヶ所ほどありますが、建設課としてどのように考えているのかお聞きします。

(2) 与名間集落から西阿木名集落に向けて、県道歩道の内側にガードレールの設置が必要と考えておりますが、この件には何回も質問はしておりますが、現在まだ動いていない状況であります。どのようになっているのかお聞きします。

(3) 町道・農道の管理が適正に行われているのかお聞きします。

3 項目め、町長の行政運営について。

(1) 職員の資質向上について。

(2) 幹部職員の育成について。

(3) 副町長の人事について。町長が2期目の就任をされて、はや半年が経過されておりますが、どのように考えているのか、詳しい答弁を求めます。

執行部の分かりやすい誠意ある答弁を求めまして、1回目の質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田 弘光君）

それでは、平山栄助議員のご質問にお答えいたします。

1項目めの教育行政につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

2項目めからは私のほうでお答えいたします。

2項目め、建設行政について。

その1、与名間集落内の県道の未完了部分について、現在、どのような状況であるかということでございます。

お答えいたします。

鹿児島県によりますと、「現所有者と相続人の間で遺産分割協議において解決ができなかったことから、土地取得ができず、まだボトルネック箇所として残っているとあります。県としても、状況に変化があれば、事業化を目指していきたいと考えている」とのことございました。

町としましても、これまでもそうでありましたけれども、この土地の相続・協議について協力できることがあれば、協力していきたい、そして、未完了部分の早期解消に努めていきたいと考えております。

建設行政について。

その2、与名間集落から西阿木名集落にかけての県道の歩道内側にガードレールの設置が必要だと考えられるが、今後の計画について伺いたいということでございます。

お答えいたします。

これも鹿児島県ということになりますが、鹿児島県によりますと、「通学路における交通安全の確保については、令和3年に千葉県八街市で発生した事故を踏まえ、全国一斉に通学路の合同点検を行ったところである。

徳之島事務所管内においても、合同点検後、点検箇所の路面標示や路側柱、道のそばの柱、路側柱の設置など、対策に取り組んでいるところである。

ご要望の箇所においては、合同点検の箇所としては位置づけられていないが、通学路の安全確保の観点からも予算化を目指して設置をしていきたい」ということでございます。

私ども町としましては、通学路の合同点検などを踏まえ、引き続き県へ要望していきたいと考えております。

建設行政について。

その3、町道・農道の管理が適正に行われているかということでございます。

お答えいたします。

町道の管理につきましては、主に道路脇の草木の伐採作業、また、突発的に発生する倒木の撤去や路面陥没の補修など、対応を行い、町道の維持管理に努めているところでございます。

また、農道につきましては、多面的機能支払交付金事業を活用し、天城町広域協定運営委員会の各集落組織において道路及び水路の除草、また、泥上げなどの管理を行っているところでございます。また、大きな修繕が必要な箇所については、併せて、町が改良、補修を行っているところでございます。

3項目め、町長の行政運営について。

その1、職員の資質向上についてということでございます。

お答えいたします。

社会環境の変化に柔軟かつ弾力的に対応していくためには、その行政サービスの担い手であります職員の資質と能力の向上がより一層強く求められています。そのため、天城町人材育成基本方針に基づきまして、コンプライアンス研修や接遇研修のほか、役職ごとの研修を行っています。

今後も、全ての職員が高い倫理観を持ち、町民目線にたって物事を考え、まちづくりの担い手であるという意識を持って行動できる職員を育成していくためにも、職員、そして、また管理監督者に対する研修体制をより一層強化してまいりたいと考えております。

2点目、幹部職員の育成についてということでございます。

お答えいたします。

先ほど職員の資質向上についてもお答えいたしました。私は就任以来、職員と3つの約束をしました。

1つ目は、「まず隗より始めよ（率先垂範）」。

2つ目に、「スピード感を持って対応」。

3つ目に、「必ず記録・メモを取ろう」ということでございます。

社会情勢の変化に即応した改革意識を持ち、町全体にとって何が最適かという観点から、より高い成果を目指して、常に挑戦し続ける職員を理想としております。

幹部職員の育成につきましては、組織運営に必要なマネジメント能力や部下の育成・指導力の向上のため、係長・課長補佐・課長研修など、その段階に応じた研修

を実施し、育成に努めているところでございます。

また、これからは、働く場における男女共同参画社会の実現に向けて、新たに女性管理職研修を実施するなど、女性の活躍を支える環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

3点目、副町長の人事についてどのように考えているかということでございます。お答えいたします。

これまで5年近く副町長不在の中で町行政を進めてまいりました。

その間、課長並びに職員には大きな負担をかけてきたと思っております。

副町長人事については熟慮しており、考えがまとまった段階で議会へご相談させていただきたいと考えております。

以上、私のほうから平山議員のご質問にお答えいたしました。

○議長（上岡 義茂議員）

次に、教育行政についての質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（院田 裕一君）

それでは、平山議員の教育行政についてのご質問にお答えいたします。

まず、その1でございます。学校給食センター新築工事の進捗状況についてでございます。

お答えいたします。

学校給食センターの老朽化に伴う建て替えにつきましては、令和2年度天城町学校給食センター建設検討委員会を設置し、検討を重ねて参りました。現在、建設候補地の土地取得について地権者全員の合意がおおむね得られたところです。

今年度は、土地取得・基本計画・基本設計の策定を予定しております。令和6年度に実施設計から着工、令和7年度中の完成、令和8年度からの運用開始を目指しております。

2点目の令和4年度の予算執行不適切な事務処理の今後の対策についてでございます。

お答えいたします。

令和4年度予算執行において、未執行の事案が発生いたしました。

この事務処理については、原因等を把握し、今後、再発防止に向けて教育行政の責任者として、今まで以上に職員への指導を行ってまいります。

続きまして、3点目の教育環境整備における事務処理について、教育長として監督責任をどのように考えているかでございます。

お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、予算計上し、備品購入を予定しておりましたが、

事務処理に時間がかかり、未執行の事案を発生させてしまいました。各学校において、予定していた備品購入ができず、教育環境整備に支障を来しました。

予算執行については日頃からスピード感を持ち、確実に執行するよう全体指導・個別指導を行ってきましたが、このような結果になり、大変遺憾であり、深く反省しております。

つきましては、今後、このようなことが起きないためにも教育行政の責任者として具体的な監督責任を後もってお示いたします。

4点目、各小中学校の通学路の安全点検がなされているかということでございます。

先ほどの町長の答弁にも、一部、関連しますが、お答えいたします。

小中学校の通学路の安全点検につきましては、各学校で独自に実施しております。今年度は、合同点検を実施する予定です。

5点目、北中学校体育館新築についてでございます。

先日も奥議員へもお答えいたしました。北中学校体育館につきましては、第6次天城町総合振興計画及び天城町学校施設長寿命化計画にのっとり、長寿命化改修・建て替え等、整備計画を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩をします。2時10分より再開をしたいと思います。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平山議員。

○13番（平山 栄助議員）

それでは、1回目の答弁を頂きましたが、まず給食センターの件から質問を再度してまいります。

去る5月29日1時から第5回目の給食センター建設検討委員会が開催されております。その中で、委員長・副委員長の選出となっておりますが、どの方がまずなられたのか、お聞きします。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

当日の検討委員会での委員長には教育委員の榮啓一郎氏、そして、副委員長には

議会代表としての平岡寛次氏に決定しております。

○13番（平山 栄助議員）

教育長と教育総務課長にお問合せしますが、この組織図をご覧になっていますよね。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

組織図。はい。

○13番（平山 栄助議員）

大丈夫ですか。いいですね。

そうしたら、これを私が見ている限りでは令和2年11月20日に第1回目の検討委員会が開催されております。そして、この間の29日で5回の委員会が開催されておりますよね。その間、議会に一回も説明がされたんですか、その確認からまず。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

全員協議会等での説明はさせてもらっておりません。議会での随時の一般質問等で「第何回目を開催した」等の答弁をさせていただいております。

○13番（平山 栄助議員）

議会では、皆さん、一般質問に対するただの答弁であって、こういった細部までの説明は一回もないんですよ。ですから、議会軽視じゃないのかと。

大変なことを皆さんやっているわけですよ。ですから、町長。町長にも言いたいんですが、町長部局と教育委員会部局、意思統一が図られていないんですよ。この件はこの件でいいんですが、後でまた触れていきます。

それでは、先ほど教育長はさらっとすばらしい答弁をされておりますが、教育長の答弁の中で「給食センターの建設検討委員会を設置し、現在、建設候補地の」と第1案でしょうね。「土地所得について地権者全員の合意がおおむね得られた」と答弁しております。この「おおむね」というのはどういう意味ですか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

この地権者の方々と協議をさせていただきまして、土地の譲渡等につきまして同意を得られたということで「おおむね」という言葉を使わせていただいております。

○13番（平山 栄助議員）

皆さん、5回目のこの検討委員会で、土地の面積が出てきているんですが、約7反2畝、7千200m²の面積が出てきておりますよね。そしたら、この中に4名の地権者がおるように見受けられますが、この方々は全員が島におるんですか。

それとこの用地約7反2畝を全部購入するのか、そして、その土地価格はどうか、説明を求めます。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

地権者の方々ですが、現在、地権者の代表の方は町内に2名、残りの2名のうち1名が鹿児島、もう1名の方が北海道です。購入予定ですが、約7千200m²で、これにつきましてはこの4筆、合計6筆になるんですけども、この分の購入を考えております。

あとは、この用地の取得費ですが、令和4年3月に土地価格評価をさせていただいて、その評価額を参考とし購入を考えております。

○13番（平山 栄助議員）

単価は幾らね。平米単価で言うと。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

今、単価を示しての交渉にはまだ入っておりませんので、この単価につきましてはその土地土地での単価、評価が違ってきております。その分については、後ほどまた公表させていただきたいと考えています。

○13番（平山 栄助議員）

町長も教育長も、約7反2畝を購入しますよね。これはまた議会の議決が要と思うんですが、それ以前の問題なんですよ。鹿児島に1人いますよね。北海道に1人いますよね。電話等のやり取りでは我々はあまり信用しないですよ。

まず、売買契約書を交わしたり、そういう手を踏んでから物事は進めないよ。

では、皆さん、北海道と鹿児島がボツになった場合はどうするんですか。これはもう終わるわけでしょう。またこれは。そういうところなんですよ、物事は。

今、課長自ら1年半ぐらいもう既に遅れていると。このスケジュール表を見ますと7月いっぱいまで用地取得をやるというスケジュールのようになっておりますが、これが遅れた場合、それとその契約書が単価が合わないから駄目ですよとなった場合はどうされるんですか。そこなんですよ。

そういういいかげんな。いいかげんとは言いませんが、軽率なんです、やっていることが。

どうですか。もしこれが、北海道行って、今から。まだ行っていないわけでしょう、鹿児島も。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

この島外にいらっしゃる方につきまして、鹿児島は令和3年度に直接お会いして了解を得ました。このときは、教育長も同行していただいております。

北海道にいらっしゃる方につきましては、令和3年度までは大分にいらっしゃる方とのやり取り。その代表の方は大分のほういらっしゃったんですけれども、今回、今年度に入ってから北海道にいらっしゃる方が代表ということで電話等で詳細を、今、煮詰めて終わっているところです。

○13番（平山 栄助議員）

ちょっと説明を聞いていると軽いですね、皆さん。

土地交渉というのは、皆さんが思っているようにはいかないんですよ。直接、書類を持って行って、まず契約書を交わさないと物事は進まないということなんですよ。

では、鹿児島と何かそういう契約書を交わしたんですか。仮契約書など、いろいろあると思うんです。司法書士や行政書士、専門から聞けば。

僕が心配しているのはここなんですよ、皆さん。その土地を7反2畝。高いとか安いとか、買うのは大いに結構なんですよ。ここに決まるのであれば。これが進まないことには皆さんが出した第5回目の委員会のスケジュール表というのは完全に遅れていくばかりなんですよ。

後でも触れますが、どうですか。では、今の状況で誰が北海道に今から行くんですか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

今、事務を教育委員会総務課補佐、そして、給食センターの所長で事務を進めております。この両名が北海道行く予定にさせていただいております。

今議会において補正予算、土地購入費を計上させていただいておりますので、これを議決後、速やかに対応をさせていただきたいと考えています。

○13番（平山 栄助議員）

確かに速やかに進めてもらわないと困るんですよ、これでは。

それと、町長もお分かりかと思うんですが、第6次振興計画書の中で、これ令和3年6月議会でお示しされておりますが、総事業費は約9億円組んでございますよね。それで、令和4年度に5千万。令和4年度ということは昨年ですよ、5千万。恐らくこれが土地購入に回っていくだろうと思いますが、令和5年度に8億5千万円。これが恐らく建設事業費に回っていくだろうと思うんですが、皆さんが、今、作ろうとしている給食センターの建物を、建屋と言ったほうが早いでしょう。どれくらいの面積を予定されておりますか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

詳細の平米について何 m^2 ということはお答えできないんですが、約 $300m^2$ 、土地がその3倍以上が必要ということで、当初、基本設計を、基本的な考えを持っていました。

今回、これも補正予算に計上させていただきました。基本設計費等でプロポーザル方式により、募集をし、設計基本構想等を綿密に立てていきたいと考えております。

○13番（平山 栄助議員）

町長、これは皆さん、ここに資料があります。22年、去年のですね。昨年度、瀬戸内町が敷地面積が $3738m^2$ ですね。そのうち、建屋として $1302m^2$ 、約400坪の給食センターを作っております。そうしますと、その総事業費が約11億6千万円かかっております。いいですか。そこは頭に置いておかないといけないんですよ。

喜界島はあまり参考にならないと思うんですよ。2017年度に作っております。これはいわゆる給食センターと天城町が造っております防災センター、防災機能を合致した建物でございますのでいかなものかなと思うんですが、そこでも、敷地面積は別にして $1362m^2$ 。若干ちょっと大きいんですが、それにしても9億8千911万。約10億ですよ。ですので、皆さんが8億5千万を出した、概算で出してある。この金額内で収まるのかそういう心配もするんですよ。ですから、そこら辺を、やはりある程度の概算というのは出してもらわないと、今、町長は学校施設整備基金約4億6千万あると言っておりますが、やはりそこにだんだんだんだんお金がそこに食い込んでいくと、ほかの事業は僕はできないんじゃないかなと。

そして、一番大事なことです。それだけの給食センターをつくるのであれば、ある程度の概算というのが出てきて当たり前じゃないんですか。土地を7反2畝購入するわけでしょうが。そこなんですよ。

では、そのためには、ではどれくらいの給食センターの用地が取られて、そういった説明がないというのが疑心でたまらないんですよ。議会軽視じゃないですか。

町長、いかがですか。これを今やっているのはおかしいと思いますよ。

○町長（森田 弘光君）

議会への説明等々については、また午前中の議論の中にもありましたので、しっかりと説明をしながらまた議会の協力といいますか、理解がないとまた先に進まないことですので、それについてはしっかりと対応していければというふうに

思っております。

また、なかなかその給食センターの話が出てきてから先に進まなかったんですけども、今年に入りまして急転直下といいますか、予算も用地の購入予算という形でも、今回、ご提案できるようになったということについては相当なスピードが上がってきたなというのは私の認識であります。

ただ、今、議員のおっしゃっているような細かいところについては、またもっとしっかりと詰めていかないとまた8億、9億か、次の桁に上がってしまうかもわかりません。その中でやはり議会の理解を得ないとまた始まりませんので、そこについてはしっかりと説明をしながら事業を進めていければと思っております。

○13番（平山 栄助議員）

今後、やはりこういう喜界島の前の給食センターが約45年ぐらい経過して、新しく、もう約半世紀はつくったら動かないわけなんですよね。そういうことも考えて、やはり今必要な給食センターでありますからスピード感を持ってやっていただきたいというのが私一個人でもあり議会の要請なんです、要望なんです。

そして、このスケジュール表の中で、以前、給食センターの調理従事者が、ほとんどの方が知名町の給食センターを実費で行ったと思うんですが、実費でなくてもいいんですが、その後、約半分のほとんどが入れ替わっていると思うんですよね。そして、このシミュレーションの中で瀬戸内町と喜界町を視察ということで課長補佐と所長、これはこれで結構なんです、やはりその現場で働いている方々の意見も、新たに知名町へ行ったときと変わっておりますので、そこら辺はどのように考えておりますか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

すみません。先ほど私の説明で建物の面積等を誤って説明しておりました。

今、平山議員からお答え、瀬戸内町、喜界町の面積とありました。それと同等の面積ということで修正をしたいと思います。

知名町の視察ですけれども、今年度、調理員の視察を予定しています。これは、当初予算に計上させていただいております。

○13番（平山 栄助議員）

それは入れ替わったんじゃないのですか、辞めたりして。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

はい。調理員の入れ替わりがありましたので、今年度、令和5年度の予算で知名町の視察を計画しております。

○13番（平山 栄助議員）

それは、今、瀬戸内町と喜界島の同等の面積とはっきり言いましたでしょう。そうすると、瀬戸内町のは去年の8月、9月1日にオープンしているんですよ。これで、約11億6千万かかっているわけなんです。そうしますと、天城町は同じような規模でいきますと、資材高騰が。私は建築業でも建設業でもありませんのではっきりした単価は分かりませんが、12億ぐらいかかるんじゃないですかということなんです。いかがですか。

それと、杭打ち工事もあるんですかね、向こうの場所に決定した場合。

○建設課長（宮山 浩君）

防災センターの場合は長い杭を打っております。あと、体験館のほうも打っております。町営住宅の通常の2階建てのRCの場合も土壌改良、杭に似たような改良をします。今回、ちょっと私も図面、その辺は見ていないんですが、平屋のRC造になるかなと思っておりますので、杭打ちではなくて、土壌改良程度で済むのかなと思っております。

○13番（平山 栄助議員）

確認のためというんですが、皆さんがなかなか全協で説明がないもんだからこういう長く時間がかかるんですよ。

例えば、12億だと、概算で。しますよね。そして、補助対象で見られる分が幾らなのか。では、補助対象外ではと。そういう質問もしたくなるんですよ。

例えば、では、全体の12億かかった場合の2分の1、丸々補助がつくのか、そういうところなんですが。分かっておれば。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

今のご質問につきまして、基本構想等を立てた上で、その時点で数字等の部分が出てくると思いますので、皆様のほうにお示しし、今後、ご相談をさせていただきたいと考えています。

○13番（平山 栄助議員）

ぜひスピード感を持って、ここにばっかりかかっても時間が足りませんのでぜひ。瀬戸内町が約1千食を作れるような給食センターです。喜界が約700食ですね。そういったことを見ますと、やはり町長の思いもあって、あの場所に持っていったと思いますので、必ず100%もうそこにつくるんだという意気込みでないと、そこで万が一、また、土地契約でこじれた場合は、またどこに回っていくか分かりません。第2位なども検討はしていると思いますが、動かないと思いますよ、こういうことをやっていたら。

ぜひスピード感を持って。やはりもう50年、半世紀の一大事業だと思ってこの

給食センターにはもうスピード感を持って頑張っていたきたいとお願いしておきます。

それでは、(2) 予算執行の不適切な事務処理の今後の対策についてです。

この件は、町のホームページに4月25日か28日付で公表されているみたいなんですけど、私が見た限りでは、先ほど課長に聞いているのはそこなんですよ。部下は載っていたんですよね。戒告ということで。課長の名前が見当たらなかったんですけど、出しましたかね。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

この件については町長部局のほうでの対応になりますので、町長部局のほうで説明をさせていただきます。

○総務課長（袴 清次郎君）

教育委員会総務課職員の不適切な事務処理の対応であります。

懲戒処分等審査委員会を開きまして、懲戒処分、戒告ということになりました。

公表につきましては基準に定めがございまして、「懲戒処分等以上が公表」ということであります。

もちろん県のほうにも報告をいたします。

管理監督責任としましては訓告処分ということでございました。

○13番（平山 栄助議員）

我々は、そういう訓告とかそういうのはなかなか、地方公務員でもありませんのでその内容はこういった内容がありますかね、訓告というのは。

○総務課長（袴 清次郎君）

それでは、懲戒処分等の種類の報告を重い順にお知らせいたします。

一番重いのが免職でございます。職員としての身分を失わせる処分。

次が、停職。1日以上1年以下の間、職務に従事させない処分。

3番目に重いのが減給処分。1日以上1年以下の範囲での給料の月額額の5分の1以下を減額して支給する処分ですが、これは率もそれぞれあります。

戒告というのが懲戒処分の一番下の基準になりますが、非違行為に係る責任を確認させ、その将来を戒める処分というのが戒告処分であります。

そして、その下に懲戒処分までには至りませんが、訓告処分、嚴重注意、口頭注意というのがあります。

さらに、こういった処分につきましては、やはり数が重なるとそれ相応に次はだんだん重く処分がなっていまいります。

○13番（平山 栄助議員）

その職員に対する訓告、懲戒とか出ましたけれども、それは総務課長が口頭で注意するのか、例えば、教育長が教育委員会部局で教育長からされるのか。そこら辺、ちょっと確認のために。

○総務課長（袴 清次郎君）

このような事案が発生した場合には、天城町懲戒処分等審査委員会を開きます。定めで委員長は副町長という職の方になっております。

現在、本町は副町長が不在でありますので、課の設置条例の序列によって委員長になります。

したがって、現在は総務課長がそれを兼ねるという立場になっておりますが、各課長、局長が委員となっておりまして、その懲戒処分等審査委員会の結果を任命権者である町長のほうにお伺いを立てます。そして、それを踏まえた上で任命権者である町長が決定をし、処分は町長のほうで下すということになります。

○13番（平山 栄助議員）

ここにちょっと読んでみますね。私もこれ持っているんですよ。

「天城町職員の懲戒処分等に関する指針」ということで、前段は抜いて。

「職員に公務員としての自覚を喚起し、不祥事の発生防止に資することを目的とする」とうたわれております。この内容をその懲戒をもらった職員が、若い子、分かりますよ。本当にこれを反省しているのか、ちょっと危惧するというんですかね。くらしと税務課でも、この間の、まだ結果は出ておりませんが、非常に。本当に反省しているのかなと首をかしげたくなるような、この間の全員協議会での態度だと思うんですが、どう考えておりますかね。非常に私はまだ反省しているのかなと。本当に自分たちのやったことが、この罪というんですかね、そこがあまり伝わらないような気がしてならないんですが、いかがですかね、総務課長。

○総務課長（袴 清次郎君）

これまでも、再三、この本会議場でもお答えしてまいりましたが、我々の本分は全体の奉仕者であると感じております。

そのような中で、このような事案が発生した場合に処分されるわけでありましたが、議員からご指摘のように、それは職員本人がしっかりと自覚をし、深く反省をしなければならぬと感じておりますし、また、指導のほうも徹底していきたいと考えます。

先ほども申し上げましたとおり、幾度となくこういったことが重なっていくと最終的には身分を失うことにもなりかねませんし、一人の職員のそういった行為によって天城町役場としての信用の失墜にもなりかねないと。

しいては町民の皆様のご迷惑につながっていくと感じております。業務をしながら

ら職員がこの本会議を見ているようであればしっかりとこの議論を受け止めて、日頃の事務にしっかりと生かしていただくことを期待しながらまた指導していきたいと考えております。

○13番（平山 栄助議員）

ちょうど12月に議選の監査委員ということで再度上げていただきまして今日に至っているわけなんです、非常にその間では出張旅費の未精算とかそういったのがほとんどなくなってきております。確かに変わってきたなと本当に喜んでいたんですよ。もうそれはやはり、その当時の今の、会計課長も変わりましたが、やはり部署部署において真剣に取り組んでいるのが今日に至っていると思っております。先月も今月もありませんでした。

ですので、私が常に言いたいのは公金で、町の税金で動いている。そういったことに本当に真剣になって物事をやっていただかないと後々怖い問題が起こりはしないかなと心配しているんです。

教育委員会です。教育委員会も事務分掌表を見ますと、通帳の管理というのは課長がするようになっていきますよね。ですから、そこなんです。一職員に通帳とか印鑑を持たすと。そういうところなんです、物事の怖さを考えていただきたいと思っているのは。

全員協議会でも申し上げましたが、お隣の町においてはそういった不祥事で懲戒免職になっている人がたくさんいるんです。奄美市でも発生しております。

ですから公金の管理、特に通帳と印鑑というのは、主管課長、あるいはまた会計に直接保管してもらうようなことを、再度、戒めのためにしないとまたそういう問題が起こるかもわかりません。

教育委員会においては過去にありましたよね。体育協会のお金の云々、そういった事例もありますので、もう少し戒めるためにも、再度、場内を引き締めてもらいたい。

これは後の副町長人事にも入りますが、町長、やはりそういったところなんです。総務課長やら皆さんが懲戒のことをするよりは、特別職の副町長が委員長になって物事を仕切るのが私は本当の姿だと思っております。

身内が身内を裁いたって、そこには情というのが出てくるんですよ。ですので、そこら辺は、誰が見ても天城町はそういう厳しさを持ってやっているというのを見せないで。

お互いが、もし課長が課長を皆さん処分したとしても、どういうもんですかね、私は公正公平な懲戒というのはできないと思っておりますので、ぜひ厳重に注意して、今後の職務に専念されたいと思っております。

それでは、次に移ります。

教育長は後ほど特別職ということで。

教育長、私はこれにあまり触れたくはなかったんですが、です、この間の全員協議会のときは、ちゃんと残って、もう少し時間を置いていけば、別に議題に挙げる必要もなかったんですよ。

です、そういうこともありますので、もうこれ以上のことは教育長に言いませんが、教育長は教育現場の最高責任者なんです。そこは常に分かっていたきたい。

そして、豊島総務課長、余談にはなりますが、北中学校の水洗い場、それを発注して工事完了して請求書が来ましたよね。請求書が来たのは1月末だと思っております。皆さんが決裁したのが3月30日ですよ。それで、支払ったのが4月13日かな。その間、その業者さんに対して電話等でもいいのですが、謝罪等はあったんですか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

ただいまの件につきまして、3月に事務処理を行った際に先方の業者の社長のほうへ担当より電話をし、謝罪をしております。

○13番（平山 栄助議員）

町長、やはりこういうことなんですよ。この方は天城町の皆さんの光和会にも加入して、やはり3月の末というのは、どの業者もてんでこまいでそれどころではないんですよ。恐らく、お金が振り込まれているとしか思っていないですよ。皆さん、確実に遅延防止法というのに確実に抵触していますよね。

今後、そういったこともやはり常に教育長より課長ですよ。あなたが自分の課を確実にまとめないと、一昨日の一般質問を聞いておりますと教育委員会自体が学校側との意思疎通というんですか、教育委員会自体が場内があまり機能していないような気がするんですが、議員の同士からもそういう話が聞こえております。いかがですかね。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

ただいま指摘につきまして真摯に受け止めて、今後取り組んでいきたいと思っております。

この対策としましては、現在、私のほうで職員との業務の遂行に当たり、執行状況、公文書等の受発確認、また、書類やメールの確認等、その都度、職員と連携を図りながら今後は取り組んでいきたいと考えています。

○13番（平山 栄助議員）

ぜひ上司と部下、縦横のそういったものももう少しチェックしないと、またそういった問題が起こるかも分かりません。ぜひ緊張感を持って。

教育委員会だけではありませんよ。ほかの課にもあるかも分かりません。ですのでそこら辺をしっかりと締めていただきたいと思っております。

それと、ほかの課のことも言いたいんですが、やはり議会サイドから一般質問をされて、分からなければ分からないように議員の皆さんにどこをどう聞きたいんですか。町長、そこなんですよ。

過去はそうにしましたよ。擦り合わせて談合をしなさいという意味ではないですよ。分からないところは素直に議員の皆さんに聞かないと。どの課長と言いますが、「分かりません」では。天城町はそれくらいのもんですかと。このAYTを見ている方はそういうふうにしかならないと思いますよ。

ぜひ、町長が「隗より始めよ」と最後にいつも言っている。ちゃんと、事務を。記帳することなんです。何月何日に何を言われたかを。手帳があるわけでしょう、それを見ておけば。我々もちゃんと持っているんですよ。家のちゃんと黒板には何月何日に何がある、全協で何があるとか。そのようにしないと度忘れする場合がありますよ。

ですので、やはり常に手帳には自分の行動の日記ぐらいはつけて、何を今月やるべきか。

皆さん、各課でいろんなミーティングをされておりますが、ミーティングしている割にはこのようなミスが起こっているわけです。ですから、課においてのチェック機能というのがなっていないということがこういった形で現れていると私は思いますよ。ぜひ、今まで以上に厳しさを持って取り組んでいただきたいと要請しておきます。

それでは、小中学校の通学路の安全点検なのですが、非常に、今、町長や総務課長、皆さんに渡しているんですが、皆さんはそこを見てどのように思いますか。まず子どもたちはそこを安全に登下校ができない状況だと私は思っておりますが、どうですか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

先ほど平山議員よりその箇所の写真を見せていただきました。

樹木によって歩道の半分以上、車道に近いところまで樹木が伸びていて、これはもう危険だというふうに感じました。

教育委員会では、各学校が年度初めに通学路の点検等をしております。その報告

に基づいて、令和3年度には合同点検、コロナ禍時でしたので書面での処理をさせていただいておりますけれども、今年度はこういう点を含めて、合同での安全点検を実施していく予定としております。

○13番（平山 栄助議員）

合同点検ということですが、いつ頃を予定されておりますか。メンバーはどういったメンバーですかね。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

合同点検は8月頃までに実施をしてはと考えております。

メンバーとしては、教育委員会関係、各学校、PTAの方々、町建設課、そして、町消防交通、総務課、そして、県の徳之島事務所、そして、徳之島警察署等、従来このようなメンバーでさせていただいておりますので、今年度もこのようにして実施したいと考えております。

○町長（森田 弘光君）

今、合同点検ということですので、合同点検は合同点検でしていただいて、現実には今日明日の問題ですので、建設課長、一緒にやりましょう。そうしないと8月まで事故があったらどうしますかという思いがありますので、合同点検は合同点検でもらって、そのような形にしないとちょっと怖いですよ。

○13番（平山 栄助議員）

議員の皆さん、後で回しますが、まさに、町長、「隗より始めよ」、そういうことですよ。

この場所ばかりではなかったんですよ。建設課長がご案内のとおり、松原から坂を登ってきた左側にマツダさんのお宅ですよ。あそこも非常にのりが歩道に崩れかけてきているんじゃないかなという心配もしております。

あそこも、後ほどもありますが、県、私は境界はまだ奥だと思っているんですが、法面なんですね。法面工事を県土木あたりに申請したらやっていただけるんじゃないかなと思うんです。

建設課長、ついではありませんが、いかがですか。

○建設課長（宮山 浩君）

この後の質問もありますが、建設課が、今、県から除草の委託を受けて道路の法面上下1mぐらひは草の除去はしております。民地であつたり県有地から生えてくる樹木についてはこの事業に入っておりませんので、町の予算とか県にお願いしたり、この予算の短期報償を使ったりしながら伐採はしております。

大体、平山議員のご指摘があつてから私たちが、今、動いている状況でいつも気

がつかなくて申し訳ないなと思っているところであります。

さらに、今、お話のところは法面の張りコン事業ですか。南部のほうにも一部ありますし、中央線にも張りコンをしてきている県の事業もありますので、その境界を確定させて、そこは早急に張りコンでもしないと、言われるようにもう歩道の3分の1ぐらいに法面の土が寄ってきていまして、歩道幅が確保できていなくて、いつも見えづらいカーブのところ子どもが車道を歩いている状況が見受けられますので、その辺も含めて県にもお願いしたり、私たちができるものは早急にしたいと思っております。

○議長（上岡 義茂議員）

補足がありますので。

○教育長（院田 裕一君）

平山議員からのご指摘ありがとうございます。

私としては、やはり各学校の管理職等がしっかりと子どもたちの通学路を点検する。そして、危ないところは、例えば、今、民間のところは、やはり民間のおうちの方をお願いをするとか、そういうところも再度、もう一回、校長会、教頭会で指導していきたいなと思っております。

私が学校現場にいる頃は子どもたちに、例えば、「あなたが登下校をする中で怖いな、危ないなと思うようなところはどこですか」ということもやっておりましたので、そういう子どもたちの目もやるということもやっていきたいと思っております。

今、建設課長が答弁していただきましたけれども、昨年、秋利神の道路のところ、前のあそこがやはり物すごく茂っているということで、地域の方からありましたので、これはちょっと普通のところでできないなということで建設課の方をお願いしたら、すぐ提供してくれて、きれいに道路をしてくださったということもありますので、これからはしっかりとまた横の連携を取りながら子どもたちの安全をしっかりと守っていければなと思っております。

以上でございます。

○13番（平山 栄助議員）

ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思っております。

それで、各小中学校の通学路の安全点検の件はこれと一緒になんですけど、やはり教育長におかれましては、大津川から瀬滝に向かって帰る途中に、右側にきれいにある、あれは約3年ぐらい前ですかね、そういう箇所もありますので、私が建設課長に要請しているところは、大体同じようなところなんです。子どもたちの安心・安全なスクールゾーンとしてより一層充実して、子どもたちが安心して登下校がで

きるような通学路の体制を早急にやっていただきたいと考えております。

私は、大体、月に二、三回、仕事の関係で全島を走りますので目につきやすいんですよね。決して皆さんのあらを探しているわけじゃありませんので、やっぱりそういうところなんですよ。やっぱり目配り、気配り、見たら、即、建設課や、今日も久保君にお願いしたところもあるんですが、課長と協議されて早急にできる分はやっていただきたいということを常に申し上げておりますので、ぜひ今後、子どもたちの安心・安全、大事でございますので、頑張ってくださいと思っています。

それでは、北中学校の体育館の件なんですけど、これも振興計画を見ますと本当にこの金額でやっていけるのかなど、大規模改修を。大丈夫ですか、まずその辺と、奥議員から教育長の答弁では野鳥が入っているとか。野鳥というのはそんなに穴があるんですかね。僕もこの間、回ってはみたんですが、直接、中までは入っていませんので、どうですかね、今、皆さん。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

1点目、総合振興計画に載せています長寿命化改修ということで載せさせていただいてありますが、やはり10年後に悔いを残さない建物を建てるために、教育委員会として改めて改修にするか、建て替えをしっかりと検討し、検討した内容を町長部局のほうと協議させていただき、また、議会のほうにもお示しさせていただきたいと考えております。

もう1点、今、野鳥、鳩が入っているという意見ですけれども、舞台裏に穴があるというので、1ヶ所、そこからの侵入ではないかと思えます。

あとは、構造上でまたほかにも何ヶ所からか入ってきているように見れますので、そこを今現在どの箇所かを調査し、鳩が入れないような対策を今進めております。

○13番（平山 栄助議員）

舞台裏ということですので、後ろの通気口というんですかね。そこら辺が壊れてそこから侵入しているんじゃないですかね。私の単純な考えなんですけど、それはそれで結構なんですけど。

非常に、今、町長も冒頭、昨日か一昨日、そういう話をされたような気がするんです。今、体育館というのは、もう皆さんが、今までつくった体育館というのはちょっとイメージが違ってきていると思うんですよ。熱中症対策やいろんな換気口の、これからの時代にマッチしたものをつくらないと。今、5千万のお金を使って、補修はしました、また2年ぐらいして、どこをするか分かりませんよ、改修を。そういう問題がまた起こるかも分かりませんので。

この間、新入の1年生26名だったと聞いている。ひと握りですよ。ですので、町長、これは以前、島議員が元の時ですかね、マイクロバスの購入云々が出ましたが、やはり思い切ってマイクロバスも買っていいんじゃないかなと私は思うんですよ。あの当時で大体1千300万の予算でしたので、1千500万かかったとしますよね。北中の子どもたちもB&Gに連れて行って、プールを使うなり体育館を使うなり、あと二、三年は別に辛抱できると思うんですよ。岡前小学校もしかり、プールに関しては西阿木名小中学校からB&Gまで連れていくのはいかがなものかなと。時間的なロスもありますので、そこら辺をひっくるめて、全体構想の計画を持ったほうが私はいいんじゃないかなという気がしております。

東天城中学校が、この間、プールをほとんど解体してありますよね。そして、恐らく校舎の建築をひっくるめてプールをつくるのか、それは分かりませんが、恐らくそういった構想になってくると思うんですよ。そこら辺をもう少し慌てるんじゃないかと、くどいようですが、全体的な構想を持って事業計画を実施されたほうがいいと思いますが、いかがですかね。教育長でも。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

ただいま平山議員からのご意見、非常にありがとうございます。先ほど出ました東天城中学校が今プールが解体されているということですがけれども、これを徳之島町教育委員会に確認させていただきました。プールにつきましては、数年ほど前から使用していないと。隣接する他のプールを借りて対応していると。今後は、新校舎建設時にプールも新しく建て替えをするという予定を聞いております。

こういうものも参考にしながら、私たち教育委員会としましては今後の学校の在り方をさらに教育委員会内で協議をし、また、皆様にご相談をさせていただきたいと考えております。

○13番（平山 栄助議員）

町長、くどいようですが、マイクロバスの件はちょっと頭に入れていたほうがいいと思いますよ。例えば、例月監査でよく伝票が出ますので、例えば、三京分校も使っております。もちろん与名間分校も西阿木名小中学校も。保育所も、例えば、伊仙の義名山に行ったとか、あちこちこう頻繁に利用が上がっているんです。そうした場合には、非常にあってもいいんじゃないかなという気がしてきているんです。

大分前に、ある議員さんから。700万の自動車が2つ買えるわけですよ。1つを買えばマイクロバスは購入できるわけですので、そのほうが職員の皆さんやいろんな学校関係、保育所関係でベストに利用が増えていくと思いますので、無駄な公用車購入じゃないと思っておりますので、またそこら辺もひっくるめて、全体

構想を計画の中に考えていただきたいとお願いしておきます。要望しておきます。

それで、2項目めの建設行政についてであります。

この与名間集落内の未改良部分が2ヶ所ありますが、1ヶ所は議論されてきておりますが、2ヶ所めは、私も直接聞いておりませんので、炊事場とトイレを切り取るとか何とかそういうことで価格が合わなかったのか、そういう話しか聞いておりませんが、課長におかれまして、何かそういう情報があれば。

○建設課長（宮山 浩君）

申し訳ございません。一番大きなボトルネックの箇所について、今、県から頂いた資料などその他交渉がこういう進み具合ですというお答えは頂いたんですが、その手前の歩道が切れている部分については、申し訳ないです。県から話を聞いておりません。

多分、平山議員が今話してくれた内容で、切り家で県が多分交渉したものだと思っております。よって、持ち主とその値段が合わなかったものだと理解しております。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。3時15分より再開します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時14分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平山議員。

○13番（平山 栄助議員）

建設課長の答弁をもらいました。確かに1ヶ所の分ですね。以前から問題提起されている。あそこは、やはりほとんどの方が地元に住んでおりますので、一部、鹿児島で、一部が名瀬ですかね。一部の方が尼崎。大体のメンバーは把握できると思うんです。ぜひそこら辺、家系図みたいなものがあると思いますので、そこら辺をもらって、一回、推進委員会というんですかね。建設委員会みたいなものを立ち上げて、区長やら議員も2人おります。前の議員さんもおりますので。そして、集落がもう少し頑張らないとなかなか動かないのかなと思ったりしております。

井之川が、ちょうど郵便局前があれが一直線になっておりますよね。あれは約20年ぐらいかかっているんですよ。その当時の、今は亡くなっている国会議員の先生が大分動いていただいて、熊本県に関係する地主がおられたんですよ。また、その人は私は非常に親交があったもんですから亀津の町長と直接話がしたいというこ

とで携帯番号も教えて、そこからがスタートなんですよね。

ですから、やはり町長、人はそのいろんな交渉で。私が言っても駄目かも分かん。ひょっとしたら建設課長が動いたらひょっとしたら動くかも分かりません。そういう、やはり何と言うんですかね。三の矢じゃありませんが、やはり誠意を持って動けば何とかなるのではないかなと。

今、そして、井之川が今年これは予算がついていますよね。花徳4千万ぐらい予算がついているんですよ。花徳支所から徳之島町に向かったの、あれはどれくらいですかね。あれはほとんど工事が終わるんじゃないですか。新村という、上に上がっていくところの未改良部分が残ってたんですが、ほとんど工事も終わっております。ですので、徳之島町はもう残すところ、井之川が終わり、下久志のあの線だけですよね。ですので、そういったのを考えますとちょっと頑張れば何とか動くんじゃないかなと思うんですよ。2ヶ所目は、年に3回ぐらい闘牛大会できょうだい2人帰るんですよ。ですので、私が直接言うとまたいろいろ問題が起こるかも分かりませんので、問題をいろいろ話しながら、ひょっとしたら動くかも分かりません。価格の問題だったのかそこまでちょっと私も把握しておりませんので。

この間は5月も帰っておりました。約1週間ぐらいいますので。ぜひ県の方々やら、再度あれされてお会いしたほうがひょっとしたら進んでいくんじゃないかなという気がしておりますが、どうですかね。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

いわゆる与名間に関しては筆界未定というわけではなくて、いわゆる相続人の皆さん、1ヶ所は相続の皆さんの合意さえあればOKになります。しかも、今、2ヶ所目も同じような理由であれば、価格の問題なのか、あとは相続の皆さん、きょうだいの皆さんの合意形成なのかと思います。

いずれにしても、筆界未定でないということは、ある程度、みんなでそういう推進委員会なるものでも立ち上げて、粘り強くお話をすれば、筆界未定地よりは解決が早いのかなと思いますので。今、与名間地区についてはそういう、今、平山議員が言われるような形で、私あたりが音頭を取ってそういう集落の方、議員さん、あるいは通学路にもなったりしますので教育委員会の方とか、いろいろ皆さんで会合を持って事に当たらせていただければと思います。

また、今、兼久は、今、解決しました。前任の課長とか町長とかいろんな皆さんが頑張りましたので土地については解決して今、埋蔵文化財の件で、今、ちょっとストップしておりますが、これは間違いなく来年あたりには道が通るものと思っております。

もう一点同じように、西阿木名も同じような状況にありますので、また、地域の議員の皆さんとそういう別の委員会を立ち上げて、その箇所箇所で委員会を立ち上げればと思っております。

西阿木名については、少し筆界未定があったり、いろいろあるので、すぐすぐ結論めいたものは出ないと思いますが、与名間は今言ったような形を取れば一歩二歩ずつ前進すれば、あそこが全て2ヶ所いい道ができればと思っております。

○13番（平山 栄助議員）

ぜひ1ヶ所においては遺産分割協議書、いわゆる分割されてないということですので、やはり司法書士やら行政書士の先生方、建設課にもそういった免許を持っている方がいると思いますので、そこは戸籍とかそういうのになってくると我々が立ち入る問題ではありませんので、また問題が起こったら大変ですのでぜひまた調べて、どの方にとんだだけの権限が残っているというのはすぐ出ると思うんですよ。そして、また2ヶ所目においてはまた恐らく10月ないし1月には帰ると思いますので、何とかして進めてもらいたいとお願い、要請しておきます。

それで、この与名間集落から西阿木名集落にかけての県道、内側ですね。町長もご存じかと思うんですが、町長の家に入る県道側から旧松原国民宿舎ですね。そこから、宮口建設の入り口まではついているんですよ。そして、そこから、その先の前川橋をわたって、上区集落入り口までが全くついておりません。そして、カーシティ天城の事務所の斜め側から給食センターまでほとんどついておりません。樟南二高もやはり正門からあそこら辺は非常に危険だと思いますのでついておりません。もちろん天城小学校はきれいに整備されておりますが。あるいは、兼小正門の入り口だけじゃないかなと思いますね。西阿木名も。そういう箇所がありますので、三京分校もひっくるめてですね。いま一度点検されて、やはりそれくらいは県に強く要請してもいいんじゃないかなと思います。

ちょっと参考になりますが。ここに令和5年度の徳之島3町の予算とございますか、町長、これを見ていただきたいんです。

農業農村整備事業で徳之島町が6億7千885万円。天城町が6億6千684万。伊仙町が遅れているということで11億4千880万円。これはハード、公共事業ですね。そうしますと、建設課、県の井之川が5千万ほどついております。轟木線が1億円ついてますよね。天城町、真瀬名が1億2千万。徳之島町、峯山橋500万、大浜橋500万、奥名橋200万、新大瀬橋1千万、南原1千190万、亀津他が730万、花徳が4千万。

そうしますと、天城町松原で砂防で6千万。徳之島町は大当で2千500万、6千900万。亀津、13、14で300万。山田川で2千100万。亀徳港で

8億9千万、亀徳で1千800万。

こうすると非常にバランスというんですか、農村整備事業はしようがないとしても、やはりこれくらいのことは、やはり子どもたちの生命、いわゆるスクールゾーンであります。そして、一番肝心なのは、今、高齢化率が進んでおりまして、昨日もちょうど役場から帰るときに前川橋の手前に歩道があるんですけども、ある方が家から出てきてそのまま横切るんですよね。歩道なんか渡ろうという気がないんですかね。こっち側ばかりを見て、向こうは全く見ていないんですよ。ですので、やはりこれから高齢化率を考えた場合、その内側に歩道があった場合は非常に安心・安全な、ドライバーにとっては見やすい環境になると思うんですよ。

いわゆるそこら辺も考えた場合、やはり子どもたちの安心、あるいは、町民の安心、高齢者の方々の安心そういったのが私は、想定外ということをよく日本の国は出ますが、そういった事故が起こらないためにも、必要ないわゆる歩道が必要じゃないかと思いますが、いかがですかね。再度。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

今、平山議員がおっしゃるように、児童だけではなく。児童は登下校時に歩道から少し二、三人で歩いておられますと、今、言われて危険なところは、大体、歩道幅が1mないぐらいの歩道ですので、二、三人で歩いていると1人2人は車道に降りたり、急に降りたり非常にします。また、高齢者においてはもちろん横断歩道がないところでもカーブのところでも右・左を見ずに急に渡ったりします。非常に危ないと思います。

今、言われて設置されているのはいわゆる横断防止柵という、ガードレールよりは弱いんですが、横断防止柵というのを全て整備してきておりまして、県のほうでは逆に言えば町とか合同点検をして、ここが危険だよということで県に要望を挙げてほしいと。要望を挙げてもらうと、今、母間あたりで、歩道はないんですけども、ここが歩道ですよということで、がら舗装とか左側にしているところありますね。あの事業なんですけれども、特定交通安全施設等整備事業、これは国の補助事業です。こういうのを活用しやすいと、県は。そういうことですので、もう早速、合同点検は8月までですと言っているんですが、この件はもう要望はしてあるんですけども、ちゃんとその場でもう一度正式に要望を町のほうからかけてこの事業を県に国の補助事業を取ってもらって、まずは歩道の幅の狭いところから順にこの事業で横断防止柵の設置を強く要望していきたいと思っております。

○13番（平山 栄助議員）

昨日の電動カーの問題もありますので、歩道が改修できるのであればそういった

ことも考えていただきたい。そして今、課長のほうからあります強度というんですかね。稲範二さんのお宅のあそこら辺がそういったのが設置されていると思いますので、そういったことも考えながら、やはりこれから事故がなければ幸いなのですが、一昨日ですか、消防署に高齢者ドライバーの車が突っ込むような、そういう事案も出ております。そして、今、都会でほとんどマニュアル車、高齢者がアクセルとブレーキの踏み間違いとか、いろんな問題で事故が起こっております。ひどいのは子どもたちの信号待ちしているそこにドライバーが突っ込んだりとか、非常に危険というんですかね、子どもたちの命も奪われておりますので、そういったことも察知、考えて、県に要請していただきたいと思っております。

そして、町長の行政運営に移ります。

職員の資質向上についてなんですけど、たびたび、何ていうんですかね、忘れたときとは言いませんが、こういった問題が起こると非常に我々議員としても、もう少し天城町の職員の資質を高めていただきたいというのが危惧しております。そのためには、やはり幾度となく研修を繰り返していかないとなかなか収まらないですよ。本当に教育委員会、ぶり返すようで悪いんですが、この問題と、そして、くらしと税務課もそうですが、上司がおるのかいないのか分からん。そういうところも本当に公務員として本当に大丈夫なのかなと。後ろともちょっと兼ね合いますので本当にもう研修しかないと思うんですよ。やはり市町村課あるいは大島支庁でも結構ですよ。そういったところ。あるいは、また場内に、予算とか伝票とか、いろんなのは内々でできると思っていますので、そういったことも考えたりして。

以前、名前を出して悪いんですが、伊仙町のある方が副町長で就任されて、大島支庁長上がりですからお分かりだと思うんですが、耕地課長とたまたま名瀬の出張が一緒だったもんですから「どうしたの」と言ったら「叱られた」と。「どういう叱られをしたんですか」と聞いたら「君たちは今まで本当にこういうことばかりしてきたの」と。いかに事務のずさんさが。それから、屋仁川に着いたらまた呼ばれて会食しておりましたが、ひょっとしたら天城町もそういうふうになっているんじゃないかなと心配もしておりますので、今後はくどいようですが、幾度となく研修を開催、やっていただきたいと思っておりますが、総務課長、いかがですかね。

○総務課長（袴 清次郎君）

研修については必要な研修を計画的に行っていきたいと考えております。

コロナ禍で対面の研修がなかなかしづらくできなかったわけですが、もういよいよ直接対面の研修もできます。講師の方を徳之島に招いてする研修も可能ですし、それぞれの役職ごとの研修、また、派遣した研修など、いろいろと取り入れながら行っていきたいと考えております。

○13番（平山 栄助議員）

ぜひやはりそういう風にして職員の質、意識を高めていかないと、なかなか短期間では直りづらいんじゃないかなという気もしております。やはりこういった問題が起こっておりますので、やはり職員の皆さんの意識高揚というんですかね、やはり最大というんですかね。町民の最大の奉仕者でありますので、そういったことを常に頭に入れておかないと、ぬるま湯につかり出すと確かにだんだんだんだんと締まりが悪くなってくるんじゃないかなという気もしておりますので、今まで以上に切磋琢磨というんですかね、厳しさを持って職員の指導には資質向上には取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、2点目の幹部職員の育成についてですが、町長、今、私たちが見る限りでは徳之島町の前議会事務局長が女性でした。今の総務課長がその方がなっております。それで、終わるのかなと思ったら、今度、また新しく女性の方が議会事務局長に就任されておりますよね。そうしますと大島支庁長も2代続いて女性の方がなっております。そういったいい事例がありますので、やはり女性の方々の登用というんですかね。

知名町ではちょっとお話ししたんですが、やはり会計課長とか農業委員会の事務局長、できるんじゃないかなという気もしております。お隣の町ができるわけですので、議会事務局長も夢ではないと思います。やはりそういう風にして、幹部職員を育成していかないと教育総務課長も12月末で役職を降りますよね。そういうことなんです。やはり常に次の幹部職員を育成していくためにも、やはり大事な今時期に来ているのではないかなと。

議員の皆さんが特に心配しているのは皆さんの面々が、万が一、定年して、本当に後が続くのかなと。そういう心配もしているんです。特に総務課長が議会でたびたび叱咤激励されておりますが、総務課長だけが責められるのもいかなものかなと思いますので。

やはり皆さんが常に連帯感、連帯意識を持っていかないと、やはり町長だけが懲罰を受ける、教育長だけが受ける、それではいけないと思うんです。やはり天城町の職員は町民からも尊敬されるような職員として、幹部職員の育成にももっともっと早く取り組んでいただきたいと思っておりますが、町長のお考えを再度。

○町長（森田 弘光君）

大変、女性の管理職への登用ということについてはこれまでも意を用いてきたところがございます。そのために、まずは第一歩として女性の課長補佐を人事異動で配置したりするんですが、なかなかいわゆる早期退職といいますか、そういった流れが今できておまして、その次の段階までなかなか行かないというところがあり

ます。

そのために、これは喫緊の問題でもあるんですけども、また長いスパンで女性の役場職員としての在り方、そういったことなども含めて研修会を進めていきたいということで、早速、今、女性の管理職研修も実施することとしております。

そういう中で、これから若い人たちをどんどん意識改革をしながら務めていきたい。今、豊島さんのお話にも出ましたけれども、今年、来年にそういう形で女性の管理職が登用できるかという、今、現実的にはなかなか難しいところがあります。そういう中でしっかりと女性の共同参画ということ。

また、今、役場職員の中で男性が育休を取るということもこれから普通に出てきますので、私は女性だから、私は男性だからという、そういった言い訳というか、そういったことはこれからはないということになりますので、しっかりとそういう女性の管理職を。これはあんまりジェンダーというか、性別を問うというのもまたいかなものかと思うんですけども、やはり女性特有の目線、働き方というのがあると思いますので、私は管理職の登用についてはこれからもしっかりと努力をしてまいりたいと考えております。

また、現在の幹部職員についても、部下をしっかりと見るということはその人の身分を守ることだと私は考えております。

今、平山議員からお話がありました通帳の管理についても、まずはその若い職員の身分を守ることだということも含めて、しっかりと管理をできればなというふうに思っております。

今回の議会の中で私たち職員の在り方についていろんな面から意見がございましたので、私はそれをしっかりと受け止めてこれからの役場の運営に努めていければというふうに思います。

○13番（平山 栄助議員）

ぜひ、町長、早め早めの対応といたしますか、もし職務上、問題がなければ、例えば9月定例議会でも結構です。やはり女性の方々をひな壇の横でもいいんですけども、やはり町長命でここに座らせて。別に質問するわけではありませんので、そういったのが可能であればそういったのも必要じゃないかなと思っておりますよ。女性の方々にも勇気を持ってこういった場所にも課長職として頑張ってもらわないと、男女共同参画というものが、皆さん、今、そういったのができましたよね。そういったところにも盛り込んでいっているわけですので、ぜひ。

また、私は水道課長とか会計課長とかを決して軽い仕事とは持っていない。そうではないですよ。それは誤解しないように。選管委員長もいますので。また先ほどのけんこう増進課ですか、やはり女性の目線で立った場合にどういったことが捉

えていけるのか、そういう思いもありますので。

やはり新しいアクションというんですかね。新しい風を起こすためには、ある程度、町長はあなたは人事権を持っているわけですので、勇気と英断というんですかね。そういったのもこれからの時代には私は望まれていると思います。

それが、あなたの目指している「暮らし満足度ナンバーワンの町」だと思っております。ぜひまたそういったことも考慮されながら今後の人事異動に取り組んで、幹部職員の育成にも取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

それでは、ラストになりますが、副町長人事についてでございますが。

町長は熟慮を重ねていると答弁されておりますが、大体いつ頃にくどいようですが判断されるおつもりですかね。

○町長（森田 弘光君）

そうですね。また、今、熟慮しているところであります。また考えがまとまった段階では、できるだけ早くと思っております。そこら辺についてはまた議会のほうに相談しないと先に済みませんので、そのときにはご理解を賜ることができればと思います。よろしく申し上げます。

○13番（平山 栄助議員）

熟慮ということでございます。町長、一つの考え方ですが、もし天城町内の方と思うのであれば、例えば、町長は北部の出身ですよ。議長も浅間。教育長は瀬滝ですか。そうしますとやはり町内のバランスというのもあるかも分かりません。それは古い考え方かも分かりません。また、町内にいい人材が中央におるかも分かりません。あるいは南部におるかも分からない。それは私がどうのこうの言う権限もございませんので、誰とは私は言う必要もありませんが、もしそういった人選でなかなか決まらないようであれば、この間、知名町でも言ったように、県あたりから出向、あるいは国、総務省あたりからの出向。長島町が1人、総務省から出向されて、本当にいろんな事務方はもう一人の副町長がこなしてきたという経緯もございます。その方は非常に外回りというんですかね、やはり長島町の商工業、いろんな漁業、いろんなことを何とか活性化しようということで飛び回っておりました。

そういう考えもありますので、決して。それは、後で、町長の熟慮されたときの判断だと思いますが、そういった考えも持たないと、非常にここ5年、約4年と6ヶ月。4年と6ヶ月過ぎました。総務課長も大変でしょう。そして、それぞれの課長さんが町長の代理で出張しているのを見受けますと非常に大変じゃないかなと思っております。

そして、また、9月議会あたりにまたどういった角度で議員の皆さんが質問するかは分かりませんが、町長の女房役が隣におったほうが心強いのではないかなと思

いますが、いかがですかね、町長、再度。

○町長（森田 弘光君）

しっかりとご意見を賜って対応できればと思います。

○13番（平山 栄助議員）

それでは、終わるんですが、私が14名の議員、議長やらにみんなに聞いておりますと、非常にみんな副町長は別に早く決めたほうがいいんじゃないかなというのが大体の意見だと思っております。よほどの人選の誤りがなければ、決して議会はもろ手を挙げて反対という人はいないと思いますので、やはりこれから、いろんなことが9名の議員が議論されてきたと思っております。それは、やはり皆さんに叱咤激励して頑張っていたきたいという気持ちなんです。ですので、久田議員からも厳しいご指摘がありましたが、謝罪するときは謝罪をなさいと。そして、奥に物を挟まないで、出すべきは洗いざらい出しなさいということなんです。そこからまた議会と皆さん執行部との議論が始まっていくのが進んだ議会だと思っておりますので、決して、後ろ向きにならないでください。もっと自信を持って、やはり議会に投げかけて、謝るときは素直に謝りなさい。それを私は強く言っておきます。

そうしないと、今までのやってきたことが必ずどこかでまた崩壊しますよ。強く言っておきますが、そういう議会と執行部であっていただきたい。そうすることによって、町民が一緒になって天城町を走っていきます。そして、子どもたちの学校教育もいろんなことがプラスに私はなっていくんだと思っております。

町民目線に立って。町民はこの議会も見ておりますので、常に私が言っているのは町民から見られているんだということを頭において、今後の職務に専念されて、私たち議員も切磋琢磨して頑張っていきたいと思っておりますので、みんなで頑張っていきましょう。これで終わります。

以上で、平山栄助君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。再開は3時55分より再開します。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時55分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第2 議案第29号 天城町男女共同参画推進条例の制定について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第2、議案第29号、天城町男女共同参画推進条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第29号、天城町男女共同参画推進条例の制定について、その提案理由をご説明いたします。

内容につきましては、天城町男女共同参画推進条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。

内容は男女共同参画社会の実現を目指すためにその基本理念を定め、その実効性を高めるための施策の推進に関し必要な事項を定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号、天城町男女共同参画推進条例の制定について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第30号 天城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第3、議案第30号、天城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第30号、天城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、天城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求めようとするものでございます。

内容につきましては、令和5年5月8日に人事院規則が改正されたことに伴い、その一部改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号、天城町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第31号 天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第4、議案第31号、天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第31号、天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する

条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、基金の減額に伴い、天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求めるものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号、天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第32号 天城町税条例の一部を改正する条例について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第5、議案第32号、天城町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第32号、天城町税条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布により、天城町税条例の一部改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号、天城町税条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第33号 天城町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第6、議案第33号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第33号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布により、天城町国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

△ 日程第7 議案第34号 天城町営農研修施設の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第7、議案第34号、天城町営農研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第34号、天城町営農研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、このたび新設した町営研修ハウスの住所の追加を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。

○6番（奥 好生議員）

この議案に反対するものではありません。

ただ、職員の課長の皆さん、みんなにちょっと勉強の意味で今後検討していただきたいことがございますので発言します。

この条例の新旧対象表を見てもらえませんか。第2条の第2項「前項の研修施設の名称及び位置は次のとおりとする。名称、天城町営農研修施設、場所、

位置は次のとおりとするんですけど、これが中身に入ってくると場所というように文字が化けてるんですね。あと、ほかの条例でもこういったのが結構あると思うんですけども、これは普通「罫線のない表」と言われる作り方なんですよね。これは本当は枠があるんですよ。名称と位置というふうに表を作ってやるのが普通なんですけども、初めにこういった条例を作ってしまうと、次に改正文を作る時に非常に慣れていない人は改正文を作ることが難しくなるんですね。

それで、最初の改正文のところなんですけれども、ここに改正文、一部を次のように改正する。第2条第2項「第5番目の段落」ブラケット、天城町大字天城町字上名……」とかという、こういったことはあまりやらないんですよ。

昨日、総務課の方に調べてもらったら、こういうやり方はないということだったので、こちら辺は、特にこの法制事務の研修のときは、表の作り方、表の改正文の作り方のところを重点的に勉強していただきたいと思います。

もし新しい条例を作るときは、こういった罫線のない表はなるべく作らないで、(1)とかして、第1号とか第2号、あるいは、項目あるいは欄とかそういった文言で改正文が作れるようにやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号、天城町営農研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第35号 天城町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第8、議案第35号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第35号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、町営住宅の新規建設及び用途廃止による管理戸数の増減に伴い、別表の改正を行おうとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（平山 栄助議員）

建設課長、これは2枚ダブっているんじゃないですか。管理番号006から最後まで058といったら2枚になっているような気がするんだけど。違うのか。僕は見たらダブっているようにしか見えんけれども。同じの2つ出しているんじゃないの。

○建設課長（宮山 浩君）

すみません。次のように改め、1ページですね。「次のように改める別表第3条関係」の次にかぎかっこがあるんですが、このかっこの下に元のものがありまして5ページ。5ページの表の下の方にかぎかっこがあつて、「これを6ページ以降に改める」という表現ですので。ちょっとすみません。見にくいので、これも奥議員にこの作り方もまづないよということを今朝指摘を頂きました。

逆に、新旧対照表が9ページの先にあるんですが、この新旧対照表の改正前のこれぐらいの量のものを改正後のこの表に変えるという、この程度の表が本文に来ないところという書き方をすると非常に平山議員が言われたように同じのを何枚も、同じ表を載せているように見えてしまうということで、これも指摘を受けております。すみません。次回から気をつけたいと思います。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

討論なしと認めます。

これから、議案第35号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第36号 天城町米山農道改良事業分担金賦課徴収条例を廃止する条例について

○議長(上岡 義茂議員)

日程第9、議案第36号、天城町米山農道改良事業分担金賦課徴収条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

それでは、議案第36号、天城町米山農道改良事業分担金賦課徴収条例を廃止する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、令和2年12月28日で最終滞納者の完納に伴い、天城町米山農道改良事業分担金賦課徴収条例を廃止しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(上岡 義茂議員)

これから質疑を行います。

○9番(久田 高志議員)

ちょっとお尋ねしたいと思います。

この36番、次の37も同様の質疑となるんですけども、そもそもこの条例の制定自体がかなり古い案件でございますので、私ども、もともとどういった趣旨でこういった条例が立ち上がっているのかがよく分かりません。

そして、今の提案理由の中で令和2年に最終の分担金の納入が完了して条例を廃止するというところでございました。最終的に徴収できたことはいいことなんですが、このぐらい長くかかった期間とどうやって徴収ができてこの廃止に至ったのか、総

額と場所とかですね。どの辺の改良事業の分担金だったのかとか、そういったところは全く分からないので、もしよろしければお願いしたいと思います。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

この米山農道は私もよく存じていないところがございます、調べてみました。米浜のちょうど、今、町道に格上げされているんですが、米配田線、町道なんですけど、米配田線、県道と海側とのちょうど間に一直線で南から北のほう向かって。

○9番（久田 高志議員）

与名間。

○農地整備課長（大久 明浩君）

与名間です。通って行って、その米配田線のところから漁港のほうに向かう道路が米浜の町道になっているんですが、米山線となっております。これは多分、小字名で米山というところがありませんので、その当時の担当が「米浜」を「米山」と聞き間違っただけの事業名かなと思っております。その関係でずっと探したんですが、どうしても見つからなくて平山議員にちょっと確認をしました。米山はないということでしたので、漁港に向かう道路の分担金になろうかと思っております。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（奥 好生議員）

この議会が始まる前に資料請求をしました。それはどういったことかと申しますと、条例、例規集をみんな見ていまして、古いやつでまだ廃止していない、あるいはもう必要がない条例、規則、要綱があったものですから、そういったところをある程度選び出して資料請求をしました。ほかにもいろんな行政事務をしていく中でこういった古いのがあると思います。ファクシミリ、ファックスの使い方とかいろいろあると思いますので、皆さん、課長さん方は、ためる一方ではなく、積み重ねる一方ではなく、必要じゃないものは抜く、廃止をする。そういったこともぜひ心がけていただきたいと思います。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（平山 栄助議員）

農地整備課長、12日から備品監査に入りますので、ちょっと課長も勘違いされてるんじゃないかなと思いますね。米浜農道、米配田線というのはムシロ瀬に行きますよね。海岸通りの。あそこがそうだと思うんですよね。ちょうど私が議員になった頃だと思うんですが、確かにその未納があったんですよ。恐らく、もう町長よ

り先輩の方々が課長をしておりましたから、もう亡くなっていないんですけども、その当時、そこに分担金の未納があったと、私は記憶しておりますので。あとで結構です。それが令和2年度にお金が入ったとか云々言われておりますので。どっかで勘違いしているんじゃないかなという気がしますね。

左側は、あれは復帰道路と言いまして、うちの亡くなったおやじなんかがつくった道であって、こっち側に、右に行くのが建設課が路面性状をやった、あそこがそうだと思うんですよね。そうしますとそこら辺の地主に未納があったというのは記憶しておりますので、そこら辺だろうと思います。後でまた確認されてください。

○議長（上岡 義茂議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号、天城町米山農道改良事業分担金賦課徴収条例を廃止する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第37号 天城町浅間かんがい排水事業分担金賦課徴収条例を廃止する条例について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第10、議案第37号、天城町浅間かんがい排水事業分担金賦課徴収条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第37号、天城町浅間かんがい排水事業分担金賦課徴収条例を廃止する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、令和3年11月29日に最終滞納者の完納に伴い、天城町浅間かんがい排水事業分担金賦課徴収条例を廃止しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。

○9番（久田 高志議員）

先ほどと同じあれなんですけど、恐らく場所はあそこだろうなと思っております。

あともう1点、ちょっと気になるのが、実質、この条例とは関係ないんですけども、こういった分担金の賦課条例、かなりの年数をかけて最終完納がされているようでございます。ほかにもこういった分担金のやつがかなりあるんじゃないのかなと、今、ちょっとふと思ってみました。ほかにもそういったものがかなりあるのか、あとは、これがその場所ですね。恐らくため池公園のあの辺りではないのかなという思いですが、ほかにもこういった分担金のやつがまだあるのか気になるところです。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

池田地区の水田転換、これが、今現在、3名ほど滞納者がおります。今の場所については浅間ため池の分担金になります。当時、浅間地区、平和通り線、あの一帯と岡前の池田のほう、あの一帯をかんがい排水で水をかけられるようにする事業がなされていたようですが、途中で事業のほうが進まなくなってしまったことにより、配管等は行われておりません。その関係で、中のほうのため池かいはよくのほうを設立して事業を実施した際の分担金になろうかと思っております。

それと、ほかにもということなんですけど、池田地区の水田転換が3名ほど今残っております。あと、岡前かんがい排水事業ですがこれが2名ほど今残っております。こちら辺についても調査をしながら協力をさせていただければ協力を求めているところなんです。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号、天城町浅間かんがい排水事業分担金賦課徴収条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第 1 1 議案第 3 8 号 令和 5 年度天城町一般会計予算補正（第 1 号）について
- △ 日程第 1 2 議案第 3 9 号 令和 5 年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第 1 号）について
- △ 日程第 1 3 議案第 4 0 号 令和 5 年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第 1 号）について
- △ 日程第 1 4 議案第 4 1 号 令和 5 年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補正（第 1 号）について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第 1 1、議案第 3 8 号、令和 5 年度天城町一般会計予算補正（第 1 号）について、日程第 1 2、議案第 3 9 号、令和 5 年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第 1 号）について、日程第 1 3、議案第 4 0 号、令和 5 年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第 1 号）について、日程第 1 4、議案第 4 1 号、令和 5 年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補正（第 1 号）について、以上 4 件を一括議題とします。

この 4 件の議案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第 3 8 号、令和 5 年度天城町一般会計予算補正（第 1 号）について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 3 千 1 1 2 万 9 千円を追加し、予算総額を 6 7 億 7 千 9 8 万 9 千円に定めようとするものでございます。

その主な項目について説明いたします。

歳入につきましては、国庫支出金で、7 千 7 0 7 万円の増額、うち、地方創生臨時交付金が 4 千 5 5 9 万円となっております。

県支出金で 1 千 8 8 万 9 千円の増額、寄附金で 8 8 万 1 千円の増額、繰入金で 4 千 2 0 4 万 2 千円の増額、諸収入で 7 6 万 8 千円の減額、町債で 1 0 0 万円の増額となっております。

歳出につきましては、人事異動に伴う人件費及び航空運賃の値上げに伴う旅費の

補正を含めまして、総務費で5千726万8千円の増額、民生費で2千35万4千円の増額、衛生費で218万1千円の減額、農林水産業費で517万円の増額、商工費で258万9千円の増額、土木費で219万6千円の増額、消防費で1千527万4千円の減額、教育費で6千67万6千円の増額となっております。

その主な内容につきましては、総務費で、地方創生臨時交付金を活用し、非課税世帯等を対象に3万円を支給する価格高騰重点支援給付金事業費4千559万円の増額、民生費でひとり親世帯や非課税世帯等の子育て世帯への生活支援としての子育て世帯生活支援特別給付金事業費合わせて1千125万9千円の増額、消防費で徳之島地区消防組合負担金の確定に伴う1千539万9千円の減額、教育費で、新しい給食センター整備事業費2千582万円の増額、戸森の線刻画見学環境整備事業費2千85万2千円の増額となっております。

続きまして、議案第39号、令和5年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第1号）について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ240万8千円を追加し、予算総額を9億5千482万7千円に定めようとするものでございます。

歳入につきましては、県支出金3万1千円の増額、繰入金237万7千円の増額でございます。

歳出につきましては、総務費8万2千円の増額、国民健康保険事業費納付金2万8千円の増額、保健事業費229万8千円の増額でございます。

続きまして、議案第40号、令和5年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第1号）について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ34万3千円を追加し、予算総額を8億2千110万8千円に定めようとするものでございます。

歳入につきましては、繰入金34万3千円の増額でございます。

歳出につきましては、総務費46万7千円の増額、地域支援事業費12万4千円の減額でございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第41号、令和5年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補正（第1号）の提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算の組替えでございます。

歳入につきましては、繰入金8千円の増額、諸収入8千円の減額でございます。

歳出につきましては、職員手当等1万円の減額、旅費1万4千円の増額、需用費4千円の増額、委託料8千円の減額でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上、程案理由のご説明を申し上げました。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。各会計名とページ数を述べてから質疑をしていただきますようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

○5番（吉村 元光議員）

一つだけお尋ねをいたします。

一般会計予算の10ページの歳入のところでございます。教育費のほうに指定寄附金があったようですね、88万1千円。このご寄附をされた方には感謝を申し上げたいと思います。

それでこの支障がなければ、この寄附をされた方のお名前と、そして、この88万1千円を私は予算書を見ましたけれども、はっきりと分かりませんのでどの方面に使われたか細かくご説明を頂きたいと思います。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。この88万1千円の寄附につきまして、寄附者は龍ノ巣ホールディングス&Bistro Nova Costaのほうからうどんの売上金ということで寄附を頂いております。

使途につきましては岡前小学校のがじゅまる跡地の整備、各学校の整備、それと、町立図書館への図書の寄贈等、図書の購入等に充ててくださいということで寄附を頂いております。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（平山 栄助議員）

36ページの中の目4外国青年誘致事業、ALTの中で備品購入費で31万7千円の説明と、41ページのオリンピック選手ですかね、45万円組まれておりますが、これはトミタ選手なのかな。違いますか。そこに、あってる。トライアスロンのね。それとあとは偉人。偉人は、これは何ですか。偉人漫画作成委託ということで、43ページ、277万2千円が組まれておりますが、委託料の中で。この説明をお願いします。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

では、先に備品購入の件でお答えいたします。

外国青年誘致事業、ALTの居住する住居に対しての備品購入です。今、ALTは約3年ごとに来ていただいております。この場合、3年での異動になりますので

今回住まいのほうにエアコン等、冷蔵庫とかテレビなどを町の備品として設置してはどうかと思い、計上をさせていただきました。

次につきましては、社会教育課長より説明させていただきます。

○社会教育課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

まず、オリンピック出場選手強化報償の45万円ですけれども、役場正門玄関の右のほうに横断幕を掲げてあります。本町に令和5年5月に井出樹里さんという元オリンピック選手が在住、転入されております。この方は2024年度のパリオリンピック、2024年7月31日水曜日に開催されるパリオリンピックのトライアスロン競技のほうを目指しております。

この方の成績ですけれども、北京オリンピックで日本人トライアスロン選手として初めて5位入賞を果たし、たくさんの戦績がございますが、世界トライアスロンシリーズ横浜大会では32万人の観客の前で3位となっております素晴らしい選手でございます。

この45万円の内訳といたしましては強化報償といたしまして3万円掛ける10ヶ月、30万円と、各種大会出場報償のほうに3万円掛ける5回、15万円という内訳になっております。

本町はトライアスロンの町でありトライアスロンの島でございます。ぜひともトライアスロンのこのオリンピックを目指している選手を応援しながら、本町のほうも地域を巻き込みながら地域住民と一体となって応援できたらなと考えております。

また、ご本人と打合せをしておりますのは、町内の小中学生教科セミナーを対象にした子どもたちに何かお話ができないでしょうかということで、今、相談をしております。今はオリンピックを目指しておりますスケジュール調整がなかなかできないということで、落ち着いていきましたらまたこういったほうも進めながらしていきたいと思っております。

もう一つは、偉人漫画のほうですけれども、これはB&G財団のソフト事業のほうに手を挙げましての事業となります。歳入の方にも10ページのほうに293万円というのがございますけれども、これが偉人漫画の歳入になります。100%補助になります。

この事業ですが、ふるさとにゆかりのある偉人に関する漫画を地域の方々に作って提供して、中学生の配布及び活用を通じて、ふるさとへの興味関心の向上、郷土教育、将来の生き方や生活を考えるきっかけにつなげることを目的としている事業になります。

○13番（平山 栄助議員）

人材は。

○社会教育課長（和田 智磯君）

人材は徳三宝先生を決めております。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑ありませんか。

○13番（平山 栄助議員）

町長、これは私が言うのもちょっと語弊があるか分かりませんが、今、歯医者さんを過ぎて、与名間はおじいちゃん、おばあちゃんが与名間の出身なんですよ。世界選手権に向かって徳高のスポーツで出場が決まっている子がいるんですよ。やはりそういったことも何らかの形で、予算化をなささいという意味ではありませんよ。やはり気持ちがあれば、横断幕程度、あるいはまた志があれば幾らかのそういった気持ちも持って、考えも持っていたらいいと思うんですよ。やはり天城町に来たから、それもすばらしいことですよ。やはり子どもたちがおじいちゃん、おばあちゃんが与名間出身ですから特に、何らかの形が、動きが、アクションがあってもいいのかなとも思ったりします。

イギリスというところで開催されるみたいですので、そういった、ちょこっとした気配り目配りもあっていいのかなとも思ったりしております。

そして、徳三宝さんにかけては、奄美酒類のほうでお酒も販売していますので、もう少し、何と言ったらいいんですかね、色をかけたほうがいいのかなど。

私がなぜそう言う。

名山町は名山堀といって焼酎にラベルを張って。名山の活性化ですよ。上町地区といって、昔から県庁は向こうにあったんですが、県庁が鴨池に移転してしまったもんですから、本当に飲食業が廃れて。今やとどこ何年かですよ。そういう町もありますので、この平土野の町の活性化も町長に奄美の有名な方が入ってきておりますので、徳三宝イコールまちおこしに何らかの形でうまくかみ合わせていただければ。270万もお金を使うわけですので、そういった考えもできないのか、ひとつ。教育長でもいいですが、町長でも。

○教育長（院田 裕一君）

徳三宝は兼久出身で、本当は日本の柔道界を盛り上げたというか、そういうことで。これは天城中学校にもそういう巨像がありますけれども、そういうのをもう一度、子どもたちとしっかりとまたこういうすばらしい先輩が私たちの郷土から生まれたんだよというところをできるように。そして、また、今、議員がおっしゃったように、まちづくりにも貢献できるような、そういう事業に、また、B&G財団としっかりと連携しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○13番（平山 栄助議員）

柔道の世界チャンピオンになられた、金メダルを取られた方が歌も出しておりますので、そういったのがなかなかこう最近薄れてきているんですね。やはりここが一つのチャンスだと思って、やはりそういう偉人なかなか出ませんので。徳三宝といえば、それは柔道を志している子どもたちは夢の夢の偉人だと思っておりますので、ぜひいい方向にまた考えて発信していただきたいと思っております。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（松山 小百合議員）

36ページの目の地域スポーツ文化活動推進事業費をご覧ください。

報酬費として、総括コーディネーター報償129万6千円と部活動指導員報償130万ほどがマイナスとなっています。どちらかを費目として移したのか、また、総括コーディネーター報償と部活動指導員報償の違い、あとは、算出したそれぞれの根拠を教えてください。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

地域スポーツ移行を、昨年度、国のほうが打ち出しましてこの事業に取り掛かっているところです。補助申請時点では、総括コーディネーターと部活動指導員ということで補助申請をしてありました。

先日、内示が来ました。一般質問の答弁でもお答えしましたけれども、この分について部活動指導員は会計年度任用職員でなければいけないという通知がありましたので、こちらを、一旦、報償を削除して、会計年度任用職員の報酬に組替えをしたという部分です。

会計年度任用職員の報酬額ですけれども、時間当たり1千600円以内と、またこれも基準値等、ガイドラインが示されておりますので、これに従って予算を計上させていただいております。

○1番（松山 小百合議員）

総括コーディネーターとはどういった方が該当するのでしょうか。また、129万6千円の根拠についてもお願いいたします。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

総括コーディネーターは、この部活動指導員を取りまとめるということでの補助申請をしてありました。今回、この分について内示では対象にならなかったのを削

除させてもらっています。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（奥 好生議員）

一般会計の37、38ページなんですけれども、各小中学校の教育振興費の図書購入費、義務教育教材備品購入がこれは組替えですね。各学校に配分されているみたいなんですけれども。私は大分昔にこの担当をしたことがあるんです。教材関係、備品関係を。教育委員会で一括して各学校から要望を取って、一括して入札をして各学校に業者さんに納めてもらったんですけれども、このように各学校に配分した場合に予算の事務関係は学校の事務職員がやるのか、教育委員会の事務局の担当がやるのか、そこをお尋ねします。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

この件につきまして、私が教育委員会総務課に来た当時から、この図書・理科備品等の納入が遅いということで、各学校等から指摘があり、協議をし、事務職員のほうでこの事務をお願いするというので、今回、年度途中での組替えですけれども、この事務につきましては滞りがないよう、教育委員会または学校等で連携を取りながら進めていきたいと考えております。

○6番（奥 好生議員）

こういった100万以上の備品になりますと一括して入札したほうがスムーズに備品の納入も流れると思うんですが、学校ごとにした場合に事務職員の仕事の量も増えるわけだし。どんなもんですかね。一回試してみることも必要だと思うんですけれども、もしこれがうまくいかなければまた元に戻して事務局の職員がやるということも検討していただきたいと思います。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（平山 栄助議員）

先ほどのちょっとくどいようですが、徳三宝さんの漫画作成を委託。こういったところを委託されるのか。そういった説明ももらっておかないと。どこか有名な会社があるのか。

○社会教育課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

制作の中身のほうですけれども、この予算の内訳のほうですが、制作と、あとは本に係る印刷、原稿料といったものも全て含まれております。

○13番（平山 栄助議員）

例えば、どういった会社名を考えているのか。

○社会教育課長（和田 智磯君）

すみませんでした。委託先は鹿児島の方に漫画プロジェクトというところがございまして、どういったところが作れるかということで、全国の海洋センターのほうにもちょっとお問合せをいたしまして、鹿児島の方で南さつまB&G海洋センターのほうにこれに先駆けてやっております、そこを紹介していただいて、今、漫画プロジェクトさんのほうがいいんじゃないかということで、今、進めているところでございます。

○13番（平山 栄助議員）

何百冊くらい。

○社会教育課長（和田 智磯君）

今、そこはあれなんですけれども、1千冊以上となっておりますので、ページ数にもよりますので、今から担当が、6月以降、上に上がりまして打合せをしながらその冊数は決めていきます。配布対象者数が財団のほうからも1千冊以上となっておりますので、町民、小中学生、幼稚園生等に全て配布しながらいろんな会合・イベント等で必要な部署、必要な方々に配布していけたらと考えております。

○13番（平山 栄助議員）

欲を言えば切りがありませんので。

町長、これは同僚の議員もちょっとご存じの『釣りキチ三平』ですね。あれに似たようなのを制作している人が地元におったんですよ。今、大阪の方で修業をしながら頑張っている人がいると思うんですが、もちろん名前は出して、与名間関連です。そういった有名な漫画家ですので週刊誌にずっと掲載されていたんですが、私は最近見ておりませんので。

それと、やはり徳三宝といいますとやはり著作権とかそういうのもしっかり調べてしないと物事を作ってから後でああこうだと言われても困りますので、今、そういったところはシンプルな、神経をとがらせておかないと、いくら亡くなっているといえどもそういった問題はしっかりと調べて発注されるようお願いしておきます。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（久田 高志議員）

2点ほどございます。まず1つは29ページ。一般質問でも出ておりました水産業拠点施設運営管理費の中で備品購入と。結局、設置した後はかなり多額の備品も

購入した事例がございます。そして、一般質問でもありましたこの寿司マシーンとか。まずここにこういうものを買う前に、プラスチックの型取りとかでできる、そういうものも回転寿司屋さんが活用しているんですよ。ネタケースに入れといて、注文が来るとそこにネタを乗せておいて、注文が来るとそこにネタを乗せてやる安価なものがあるんです。この油ろ過器が25万するわけですけども、大体、どのぐらいその油の再生率というか、費用対効果ですよ。

そして、フロアポリッシャー。民間だともう考えられないことなんですよ、普通に考えて。まず、利益ベースに乗るまではモップで頑張るんですよ。子どものおもちやが欲しいから買ってあげる、与えるではいつまでたっても伸びていかないと思いますよ。少しは自助努力をしていただいて、それから利益ベースに乗ってきたり、寿司の回転が良くなってきて、どうしても手が足りない、お客さんの出入りも多くなってきて、モップではもう掃除も間に合わない。油も回転が早過ぎて、ろ過をしていかないと量を使い過ぎて、油が高いからとかそういったことで初めてこういったものを導入していくべきだと思っております。

さらに、これに関連しますけれども、北海道にウニやイクラの買い付けに行こうだなんて予算が当初に組まれているんですけども、島内、町内の漁師の方々のどういった形で利益につながるのかが疑問でございます。もしどうしても品数合わせでするのであれば、電話一本、ネットの時代で購入は仕入れも可能ですので、そういったところもしっかりと考えていただきたい。

あとは、これも一般質問でございました。44ページ、新給食センター整備事業費。この公有財産購入費。多分、この中に先ほどの質問でもありましたけれども、契約書関連などといったもので北海道のほうに行かれるという答弁されておりましたけれども、何か重たいものを持って行かれるんですか。何か2人で行くというふうに聞こえたんですが。恐らく契約書なんて紙切れ、ペーパーでしょうし、手ぶらではいけない。お土産を少しぐらい持っていくでしょうけれどもこの2人で行かないといけない理由、そういったところも気になるんです。なんかちょっと目的が違うんじゃないのかという気もしますが、いかがでしょうか。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

拠点施設運営管理費の備品購入費、今回、100万計上させていただいております。一般質問等でも松山議員のほうからご指摘を頂きました。

我々もこういった、昨年度もいろいろ備品を設置させていただいて、今回、またこういった形で設置させていただいております。

慎重に我々としても検討を積み重ね、また、査定の中でも結構言われましたの

で、執行については慎重に行いながら、やはり、状況を見ながら判断していきたいと思っております。

○町長（森田 弘光君）

今、久田議員からご指摘を、また、これまでの一般質問の中でやはりその初期の目的がいわゆる未利用、利用されていないものをどうやって開拓していくかということがあって、沖永良部のあれは、天ぷら。

○9番（久田 高志議員）

何かのかまぼこ。

○町長（森田 弘光君）

かまぼこですかね。やはりああいったものがまずは第一的な目的ですので、そこら辺からまず始めて。寿司というのは性格が違う。やはりお客さんがあったら欲しいねというところがあったと僕は思うんですね。だけど、やはりあそこの第一的な目的が島で取れてお刺身とかできないお魚があって、それをどうやって活用するかということの中で、かまぼこというご意見が出ました。そこら辺について何かそういったものができないかというところ。例えば、ミンチをする機械とか、何かそこら辺のところ、1回、やはり原点に戻ってやったほうがいいのかなど。この間から議会で、議員の質問なんかで思っているものですから、今、うちの中課長もちょっと慎重に対応したいということでありましたので、ここら辺については、予算についてはこのような形で組ませていただいて、それについてどうするかということとはまた議会のほうにもまた説明して。要は議会と我々が一緒に動いてるといふ、何かそういった形をつくらせていただいたらどうかと今思っているところです。

○議長（上岡 義茂議員）

答弁してください。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

土地購入交渉ですけれども、やはり、今現在、電話等でのやり取りをさせていただいております。先ほど一般質問でも平山議員からありました土地の購入というのは本当に難しいものだよというのがありました。

そこで、私としてはやはり1人で行くのではなく、2人で行って、そこで確実にもう土地が購入できる確約をもらえるまで交渉して、印鑑までもらえるような体制づくりをと思い、2人ということをお願いしたいと思っております。

○議長（上岡 義茂議員）

質疑の途中ではございますが、本日の会議時間は質疑の都合により延びておりますので、会議延長をすることにさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょ

うか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

異議なしと認めます。

それでは、質疑を継続いたします。ほかに質疑はありませんか。

○9番(久田 高志議員)

今の流れで水産業拠点施設の備品購入については理解いたしました。一般会計でするのでこの補正とは直接関係ないんですけども、これも一般質問でございました。

ぜひ北海道にユニやイクラを買いに行く計画があるのであれば、沖縄の公設市場のほうに行かれてやはりそういった研修を。先に地元に近いような環境で、その地元の未利用をどうやったら活用できるかとか、そういった研修に行かしたほうが私は必ずプラスにつながってくると思います。

それと、教育委員会総務課長、確約を頂いてから契約をしに行くようにしていただきたいです。行って、そこで空振りになって帰ってくるなんてことはとんでもない話だと思っていますので、ぜひ。どうしても2人で行きたきゃもうそれはしゃあないですけども、重たいお土産でもかついでいって、もう手土産満載で行かれるように。誰が見てもそんな紙切れ一人で行けるがねと言われないように頑張ってください。

以上です。

○議長(上岡 義茂議員)

ほかに質疑はありませんか。

○1番(松山 小百合議員)

久田議員のご提案にもありましたとおり、私も同じようなことを思っておりました。町長からもこの内容についてはまた再検討していただきたいという力強いお言葉もうれしく思います。

そうでしたら100万じゃなくてちょっと増しても大きい冷蔵庫を買ってほしいなと個人的には思っています。もうけてください。いっぱい漁業者守ってください。よろしくをお願いします。

○10番(柏木 辰二議員)

11ページの町債のほうの教育費の補正で1千530万増になっています。この線刻画ですね。戸森の線刻画見学環境整備事業、この説明をお願いします。

○社会教育課長(和田 智磯君)

お答えいたします。

教育費の戸森の線刻画が歳入が1千130万円ございます。歳出にもございます

けれども、ページ数は41ページになります。

こちらの戸森の線刻画の歳出がございますが、令和5年度の鹿児島県地域振興事業に申請いたしまして、その補助が歳入のほうに載っております。

内容といたしましては、今年度はトイレを設置いたします。この事業ですけれども、令和3年度から申請を出しております、令和3年度には見学巡路、排水口、令和4年度には水道引き込み、駐車場整備、そして、今年度、決定が、内示が来ましたのでその予算になります。

○10番（柏木 辰二議員）

それで、気になるんですけれども、そのルートですね、多分、秋利神の橋を、ここから行けば2番目の橋を下っていく。そのルートだと思うんですよ、入り口は。西阿木名側と三京側からも来れるんですが、気づいていると思うんですけれども、その旧採石場から入ったところに2ヶ所、川側に崩落箇所があって危険箇所があるんですけれども、その対策というのを考えているんですかね。建設課でもいい。

○建設課長（宮山 浩君）

そのルートです。旧県道を右折しまして入っていった左側ですよ。あの崩落というのは。場所は分かっておりますし、今すぐそこが通行ができなくなるかというはまだそういうことではないと思っはいるんですが、下のほうまで確認していないので、この議会が終わりましたらすぐ現地を確認して、災害対策費あたりのできるのであれば対応したいと思ひますし、また、それで無理であれば考えないといけなかなと思ひています。

○10番（柏木 辰二議員）

戸森の線刻画、その地点とかそこだけを整備しても、行くまでは。試しに見てくださいね。今、岩盤だから結構持っているんですよ。けどすごいえぐれています。バスなんか。大型バスがたまに行くの見るんですけれども、大事故につながりますから、そこはぜひそこもしっかりと対策を考えてください。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

これで質疑は終わります。

議案第38号、令和5年度天城町一般会計予算補正（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

議案第38号、令和5年度天城町一般会計予算補正（第1号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第39号、令和5年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。これから、議案第39号、令和5年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第1号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第40号、令和5年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号、令和5年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第1号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第41号、令和5年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補正（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号、令和5年度天城町後期高齢者医療事業特別会計予算補

正（第1号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第42号 令和5年度天城町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第15、議案第42号、令和5年度天城町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第42号、令和5年度天城町水道事業会計補正予算（第1号）について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、人事異動に伴う水道事業費用204万6千円を増額し、総額を2億140万1千円に定めようとするものであります。

それに伴いまして、水道事業収益204万6千円を増額し、総額を2億4千835万7千円に定めようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（奥 好生議員）

以前、質疑をした経緯がございます。これは水道企業会計、補正をしたときに明細をつけてくださいということだったんですけど、今回、総係費のところの歳入歳出でしっかりと内訳が分かるようになっていましたので、すごくいい心がけをやっていたと思います。今後とも、水道会計、頑張ってください。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号、令和5年度天城町水道事業会計補正予算（第1号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

先ほど、日程第6、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題としたものに対して、採決のところで「本案は原案のとおり承認されました」とありますが「可決」に訂正をさせていただきます。

△ 日程第16 発議第2号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第16、発議第2号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。

○4番（喜入 伊佐男議員）

ただいま議題となっております発議第2号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について、提案の趣旨説明を申し上げます。

天城町の土地保有面積の約43%を占める森林において、森林の有する水資源及び国土保全などの多面的機能を維持し、再生林を含めた林業政策を強力に推進する必要があることから、令和元年度に導入された森林環境譲与税について天城町を含む森林の多い市町村への配分を高めるよう譲与基準の見直しを求めるものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

討論なしと認めます。

これから、発議第2号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

○議長(上岡 義茂議員)

日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配付してあります本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第18 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

○議長(上岡 義茂議員)

日程第18、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配付してあります所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程の配付のためしばらく休憩します。

休憩 午後 5時10分

再開 午後 5時14分

○議長(上岡 義茂議員)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 追加日程第1 議案第43号 天城町長等の給与等の特例に関する条例の制定について

○議長(上岡 義茂議員)

追加日程第1、議案第43号、天城町長等の給与等の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

それでは、議案第43号、天城町長等の給与等の特例に関する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、去る4月25日に懲戒処分した職員の不適切な事務処理について、監督者としての責任を明確にするため教育長の給料月額を令和5年7月1日から令和5年7月31日までの1ヶ月間10%の減額を行おうとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(上岡 義茂議員)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

討論なしと認めます。

これから、議案第43号、天城町長等の給与等の特例に関する条例の制定について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして閉会したいと思います。お疲れさまでした。

閉会 午後 5時16分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

天城町議会議長 上岡 義茂議員

天城町議会議員 久田 高志議員

天城町議会議員 柏木 辰二議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

天城町議会議長

天城町議会議員

天城町議会議員